

流通改善の課題と進捗状況等

I. 流通改善に向けた取組みの状況

- | | |
|--|-----------|
| 1. 一次売差マイナスの解消、適切な仕切価・割戻し等の設定 | P 1 ~ 7 |
| 2. 早期妥結・単品単価契約の推進、頻繁な価格交渉の改善、
過大な値引き交渉の是正 | P 8 ~ 14 |
| 3. バーコード表示の推進 | P 15 ~ 26 |

II. 流通改善に向けた今後の課題等

- | | |
|------------------------|-----------|
| 流通改善ガイドライン及びモデル契約書の見直し | P 27 ~ 61 |
|------------------------|-----------|

令和3年7月2日

厚生労働省

I. 流通改善に向けた取組みの状況

1. 一次売差マイナスの解消、適切な仕切価・割戻し等の設定
2. 早期妥結・単品単価契約の推進、頻繁な価格交渉の改善、
過大な値引き交渉の是正
3. バーコード表示の推進

1. 一次売差マイナスの解消、適切な仕切価・割戻し等の設定

医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン（抜粋）

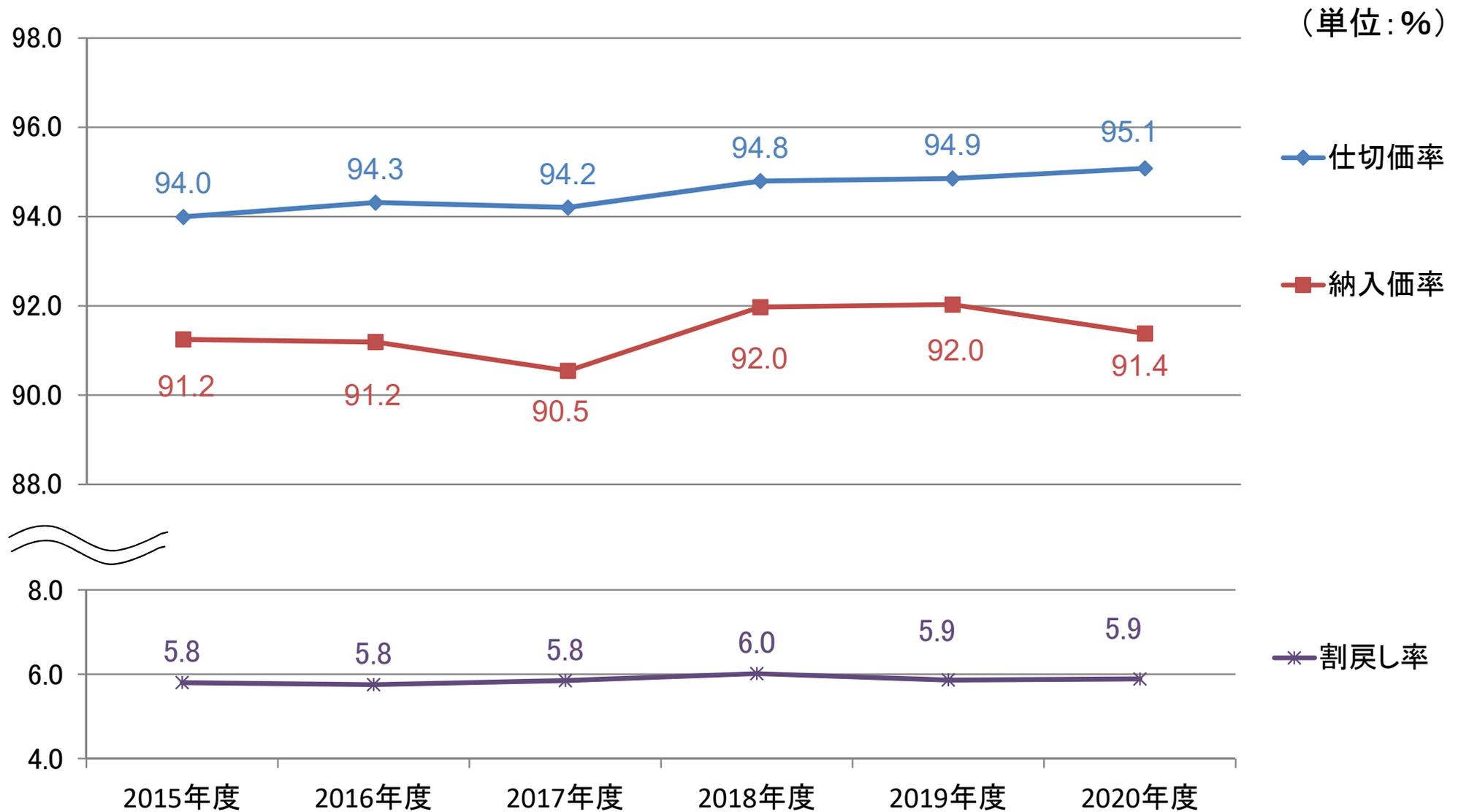
第1 基本的考え方 2（1）

- **一次売差マイナスの解消**に向け、医薬品の価値に基づく早期妥結・単品単価契約を進めるため、卸売業者と保険医療機関・保険薬局との川下取引の妥結価格（市場実勢価）水準を踏まえた**適切な一次仕切価の提示に基づく適切な最終原価を設定**すること。
- **割戻し（リベート）については流通経費を考慮した卸機能の適切な評価、アローアンスのうち仕切価を修正するようなものについては仕切価への反映**による整理を行うとともに、契約により運用基準を明確化すること。

取組の経緯

- 2018年9月、日本製薬工業協会と日本医薬品卸売業連合会のワーキングチームにおいて、メーカー・卸売業者における適切な仕切価・割戻し等の設定に資するよう、「医薬品卸売業の機能と割戻しの項目・内容」を取りまとめ。
- 同年10月、「適切な仕切価・割戻し等の設定について」（医政局経済課事務連絡）を発出し、メーカー及び卸売業者のそれぞれにおいて、
 - ・ 割戻しについて卸機能を評価したものであるかの確認
 - ・ 仕切価を修正するような割戻しの仕切価への反映の検討などの取組を行うよう要請。
- 2019年4月以降、一部のメーカーにおいて、流通改善ガイドライン及び上記事務連絡を踏まえた割戻しの運用基準の変更や一部品目の仕切価の変更を実施。
その変更状況については、日本製薬工業協会又は日本ジェネリック製薬協会に加盟するメーカーに対し、薬価改定時にアンケートを行い、結果を流改懇に報告をしてきたところ。
- 2021年4月薬価改定時における新仕切価等の設定の状況はP4～7のとおり。

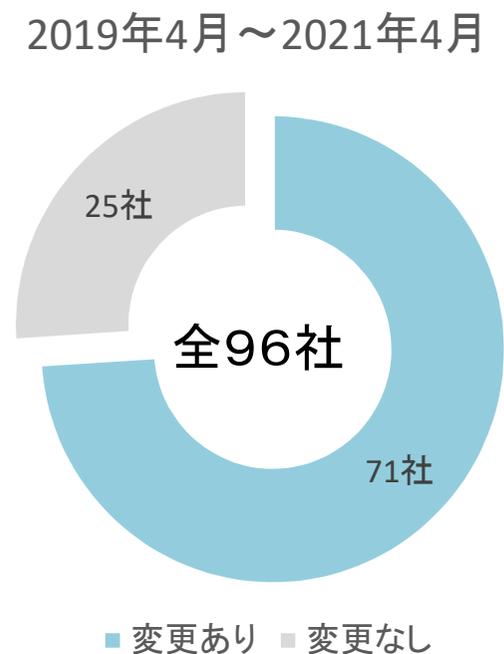
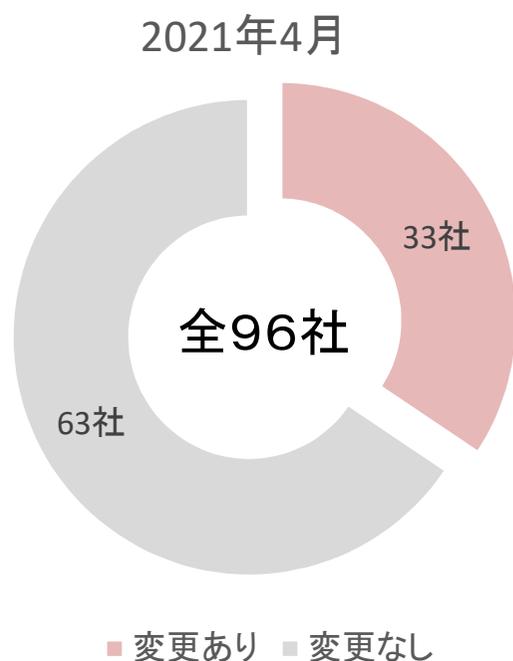
各種水準の推移



* グラフの数値は、薬価を100としたときの税抜の水準に108/100(2019年度は109/100、2020年度は110/100)を乗じたもの(単位: %)

【データ】5社の卸売業者ごとにそれぞれの取扱全品目の加重平均値を算出し、さらに、その5つの算出値を単純平均した値
小数点第2位を四捨五入

【割戻しの運用基準の変更状況】 ※メーカーに対する調査結果



「変更あり」の趣旨・理由	2021.4	2019.4～ 2021.4
仕切価に反映可能な割戻しを縮小し、相当分を仕切価に反映	5社	32社
卸機能の評価に基づかない割戻しを廃止し、相当分を仕切価に反映	0社	9社
卸機能の評価に基づかない割戻しを廃止し、相当分を卸機能の評価に基づく他の割戻し項目に組み入れ	4社	34社
卸機能の評価に基づく割戻し項目を新設	11社	46社
卸の流通経費を踏まえて割戻しの算定率を調整・変更	20社	59社
その他	3社	10社

注) 調査対象97社（日本製薬工業協会又は日本ジェネリック製薬協会に加盟するメーカー全社。ただし、全ての自社製品を他社に委託販売しているメーカーを除く。）中、回答は96社。

2019年4月～2021年4月は上記96社のうち、その間（2019年4月、同10月、2020年4月、2021年4月）1度でも変更を行った企業数を集計したもの。ただし、『「変更あり」の趣旨・理由』の企業数は延べ数としている。

【仕切価の見直し・変更状況】 ※メーカーに対する調査結果

仕切価水準 = 仕切価（税抜） / 薬価（税抜）。新薬価での仕切価水準を旧薬価での仕切価水準と比較して「引上げ」「引下げ」等と整理。

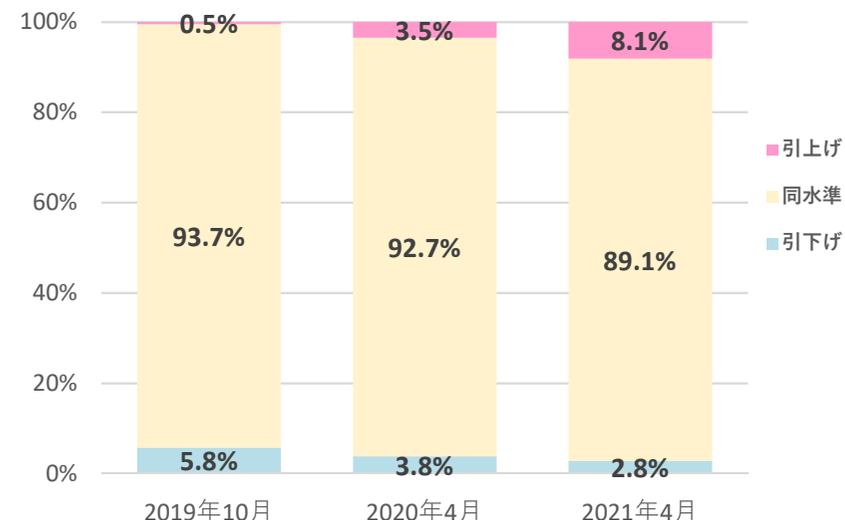
<新薬創出等加算品> (2021年4月)

仕切価水準	品目数	主な理由
引上げ	32 (8.1%)	製品価値を踏まえた対応(20品目) 薬価引下げに伴う経営への影響を鑑みた対応(4品目) 原材料高騰等の影響を踏まえた対応(0品目)
同水準	351 (89.1%)	—
引下げ	11 (2.8%)	市場実勢価の水準を踏まえた対応(7品目) AWから仕切価への反映(4品目) 割戻しから仕切価への反映(0品目)

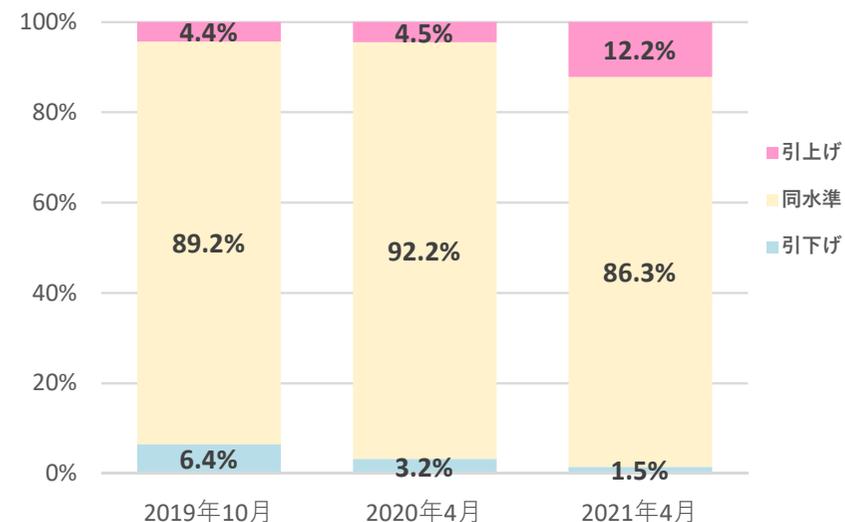
<特許品> (2021年4月)

仕切価水準	品目数	主な理由
引上げ	42 (12.2%)	製品価値を踏まえた対応(22品目) 薬価引下げに伴う経営への影響を鑑みた対応(11品目) 原材料高騰等の影響を踏まえた対応(2品目)
同水準	297 (86.3%)	—
引下げ	5 (1.5%)	市場実勢価の水準を踏まえた対応(5品目) 割戻しから仕切価への反映(0品目) AWから仕切価への反映(0品目)

構成比の推移



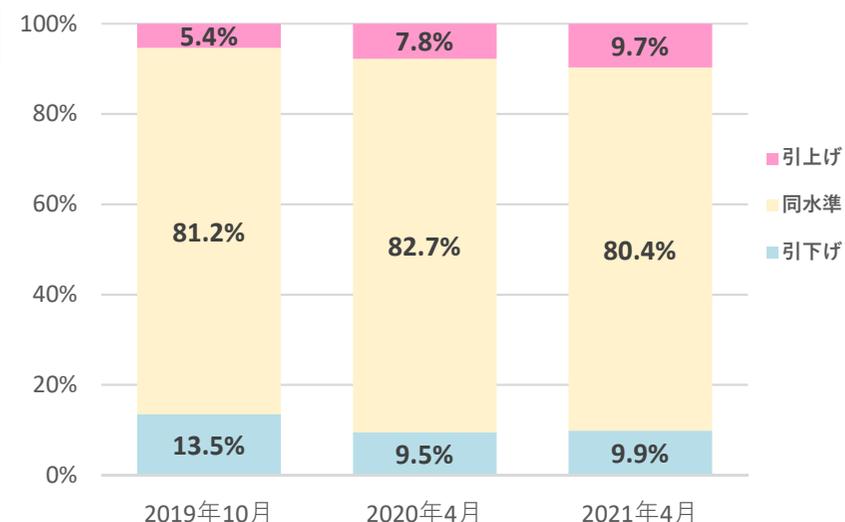
構成比の推移



<長期収載品>
(2021年4月)

仕切価水準	品目数	主な理由
引上げ	136 (9.7%)	薬価引下げに伴う経営への影響を鑑みた対応(89品目) 製品価値を踏まえた対応(17品目) 原材料高騰等の影響を踏まえた対応(16品目)
同水準	1126 (80.4%)	—
引下げ	138 (9.9%)	市場実勢価の水準を踏まえた対応(127品目) 割戻しから仕切価への反映(6品目) AWから仕切価への反映(1品目)

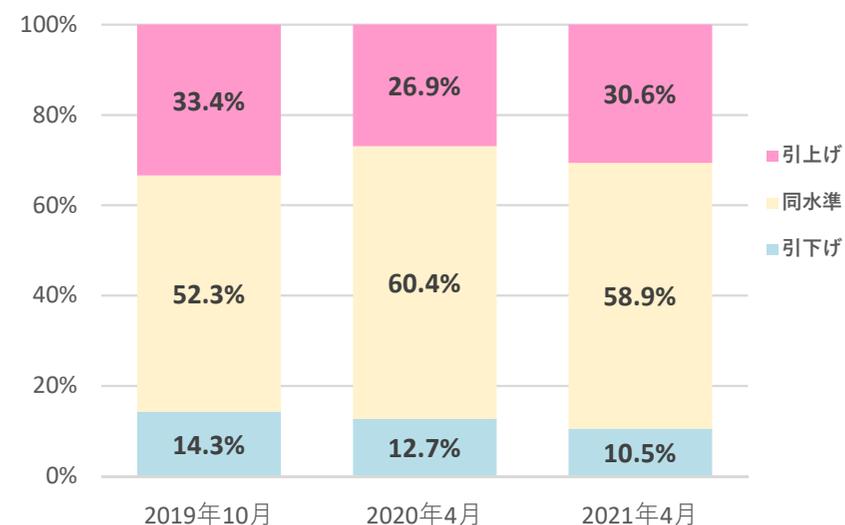
構成比の推移



<後発医薬品>
(2021年4月)

仕切価水準	品目数	主な理由
引上げ	2700 (30.6%)	薬価引下げに伴う経営への影響を鑑みた対応(1545品目) 原材料高騰等の影響を踏まえた対応(578品目) 製品価値を踏まえた対応(511品目)
同水準	5193 (58.9%)	—
引下げ	927 (10.5%)	市場実勢価の水準を踏まえた対応(849品目) 割戻しから仕切価への反映(1品目) AWから仕切価への反映(0品目)

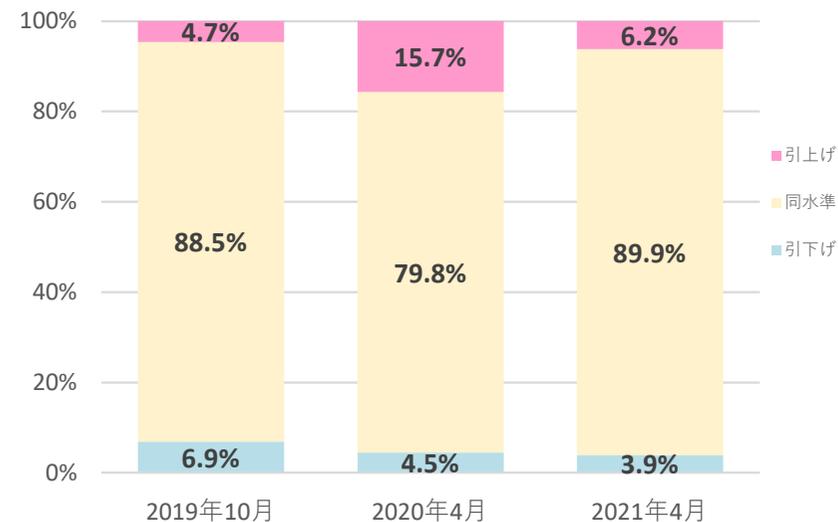
構成比の推移



<その他(後発品のない先発品)>
(2021年4月)

仕切価水準	品目数	主な理由
引上げ	88 (6.2%)	薬価引下げに伴う経営への影響を鑑みた対応(48品目) 製品価値を踏まえた対応(21品目) 原材料高騰等の影響を踏まえた対応(15品目)
同水準	1275 (89.9%)	—
引下げ	55 (3.9%)	市場実勢価の水準を踏まえた対応(49品目) 割戻しから仕切価への反映(0品目) AWから仕切価への反映(0品目)

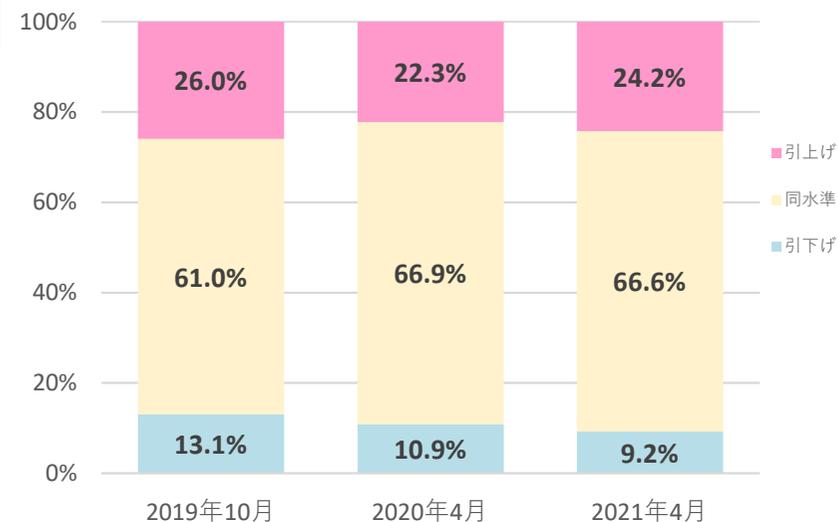
構成比の推移



<合計>
(2021年4月)

仕切価水準	品目数	主な理由
引上げ	2998 (24.2%)	薬価引下げに伴う経営への影響を鑑みた対応(1697品目) 原材料高騰等の影響を踏まえた対応(611品目) 製品価値を踏まえた対応(591品目)
同水準	8242 (66.6%)	—
引下げ	1136 (9.2%)	市場実勢価の水準を踏まえた対応(1037品目) 割戻しから仕切価への反映(7品目) AWから仕切価への反映(5品目)

構成比の推移



I. 流通改善に向けた取組みの状況

1. 一次売差マイナスの解消、適切な仕切価・割戻し等の設定
2. 早期妥結・単品単価契約の推進、頻繁な価格交渉の改善、
過大な値引き交渉の是正
3. バーコード表示の推進

2. 早期妥結・単品単価契約の推進、頻繁な価格交渉の改善、過大な値引き交渉の是正

医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン（抜粋）

第1 基本的考え方 3 (1) (2) (3)

- 未妥結減算制度の趣旨を踏まえ、原則として全ての品目について単品単価契約とすることが望ましいが、少なくとも前年度より**単品単価契約の割合を高める**こと。また、契約に当たっては、商品の受け渡しに関する覚書を利用する等により行うこと。
- **価格交渉の段階から個々の医薬品の価値を踏まえた交渉を進める**こと。
- 頻繁な価格交渉は卸売業者の使命である安定供給に支障を来すとともに、購入側にも負担増となるため、期中で医薬品の価値に変動があるような場合を除き、未妥結減算制度の趣旨を踏まえ、交渉回数を増やさず安定供給などの本来業務に注力できる**年間契約等のより長期の契約を基本と**ることが望ましい。
- 取引条件等を考慮せずにベンチマークを用いた値引き交渉を行うなど、医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉は、個々の医薬品の価値を反映した銘柄別の薬価収載を行う現行の薬価制度とは相容れない行為である。
- この観点から、**個々の医薬品の価値を無視した値引き交渉、医薬品の安定供給や卸売業者の経営に影響を及ぼすような流通コストを全く考慮しない値引き交渉を慎む**こと。

(1) 早期妥結の推進

取組の経緯

- 早期妥結については、いわゆる未妥結減算制度が導入されて以降、各年9月時の妥結率は9割超の水準が維持されてきたところ、流通改善ガイドライン適用後も全体で9割超の水準を確保。

直近の状況

- 2021年3月時の妥結率は、全体で99.9%。

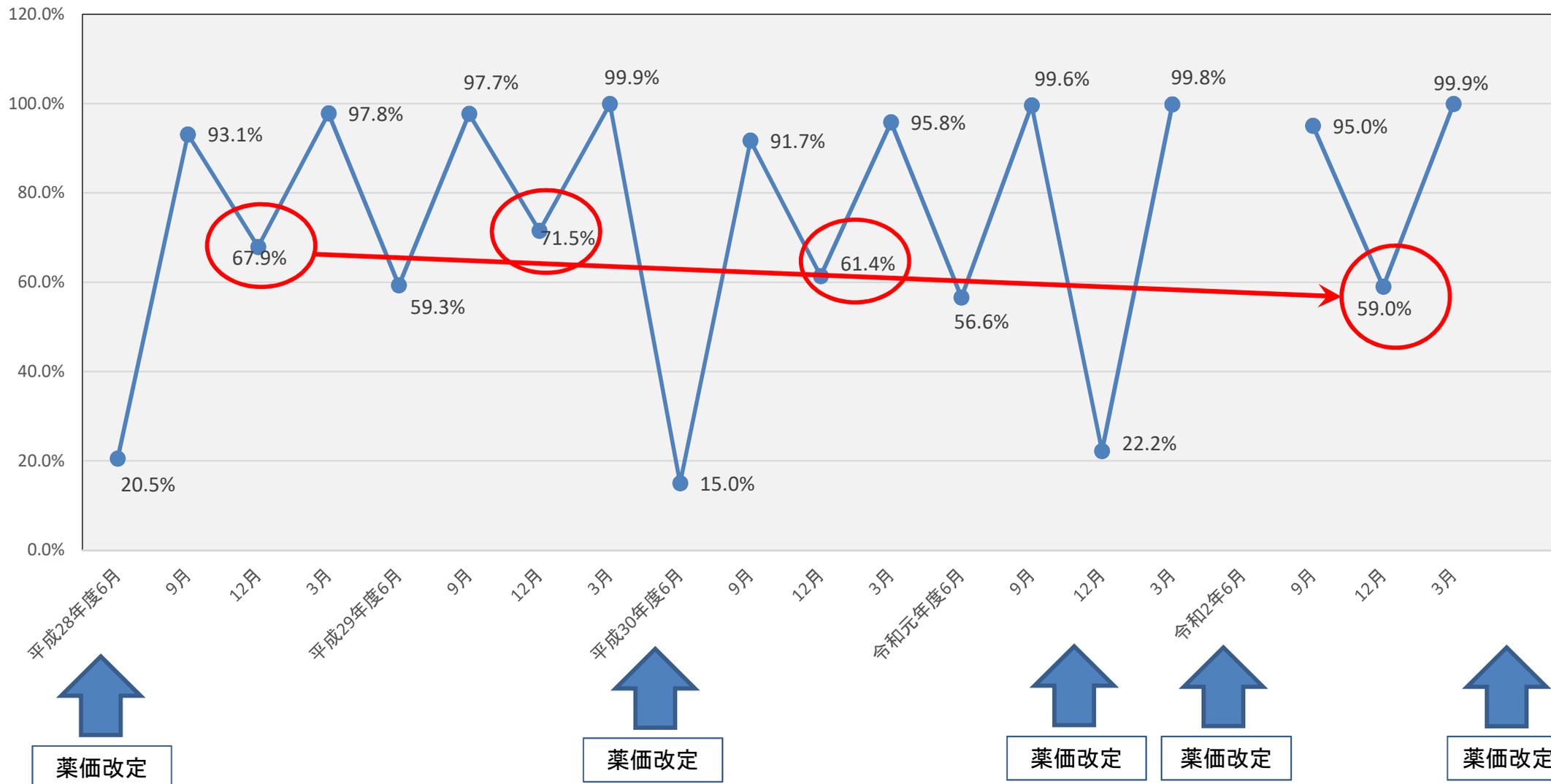
2019年9月 妥結率	2020年3月 妥結率	2021年3月 妥結率
99.6%	99.8%	99.9%

※2019年10月は消費税増税に伴う薬価改定を実施

妥結率の推移

(平成28年度～令和2年度)

年度下期にも、妥結価格の再交渉が行われており、近年、増加傾向がみられる



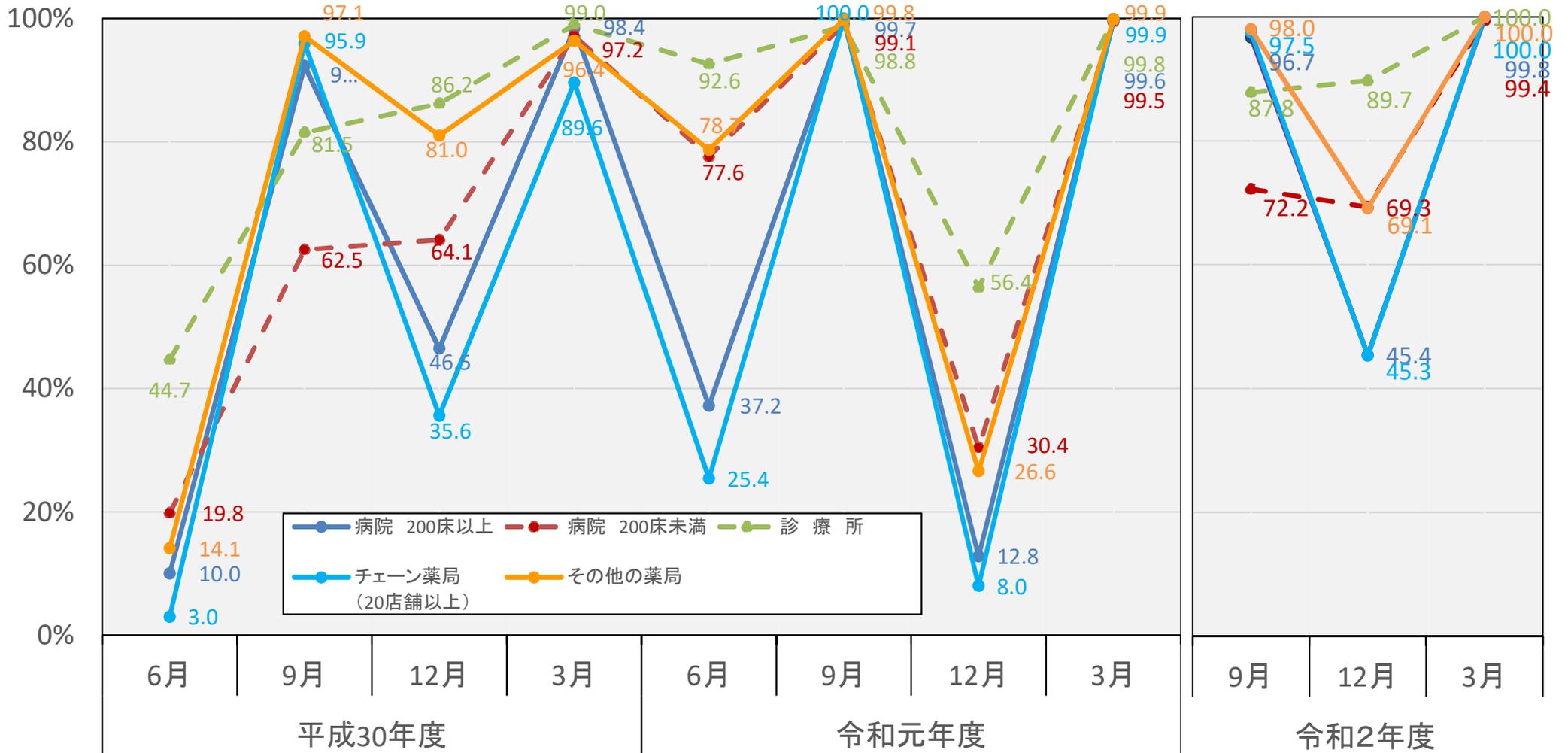
※令和元年10月は消費税増税に伴う薬価改定を実施
※令和2年6月は調査せず

データ
厚生労働省調べ

妥結率の推移

(平成30年度～令和2年度 医療機関・薬局区分別)

未妥結減算対象施設(実線)は9月にほとんどが妥結した後、12月に妥結率が大きく下がる傾向
 未妥結減算対象外施設(点線)は9月は6～8割の妥結率だが、そのまま年度末に向けて緩やかに上昇していく傾向



※令和元年10月は消費税増税に伴う薬価改定を実施
 ※令和2年6月は調査せず

データ
 厚生労働省調べ

(2) 単品単価契約の推進

取組の経緯

- 単品単価契約については、流通改善ガイドラインの適用、未妥結減算制度へのガイドラインの趣旨・内容の取り入れ、また、それに則した流通関係者の取組・対応により、2018年度において、200床以上の病院、調剤薬局（20店舗以上）ともに単品単価契約の割合が大幅に上昇・改善。
- その後、同水準を維持。

直近の状況

- 2020年度における単品単価契約の割合は、200床以上の病院、チェーン薬局（20店舗以上）ともに前年度とほぼ同水準となっている。

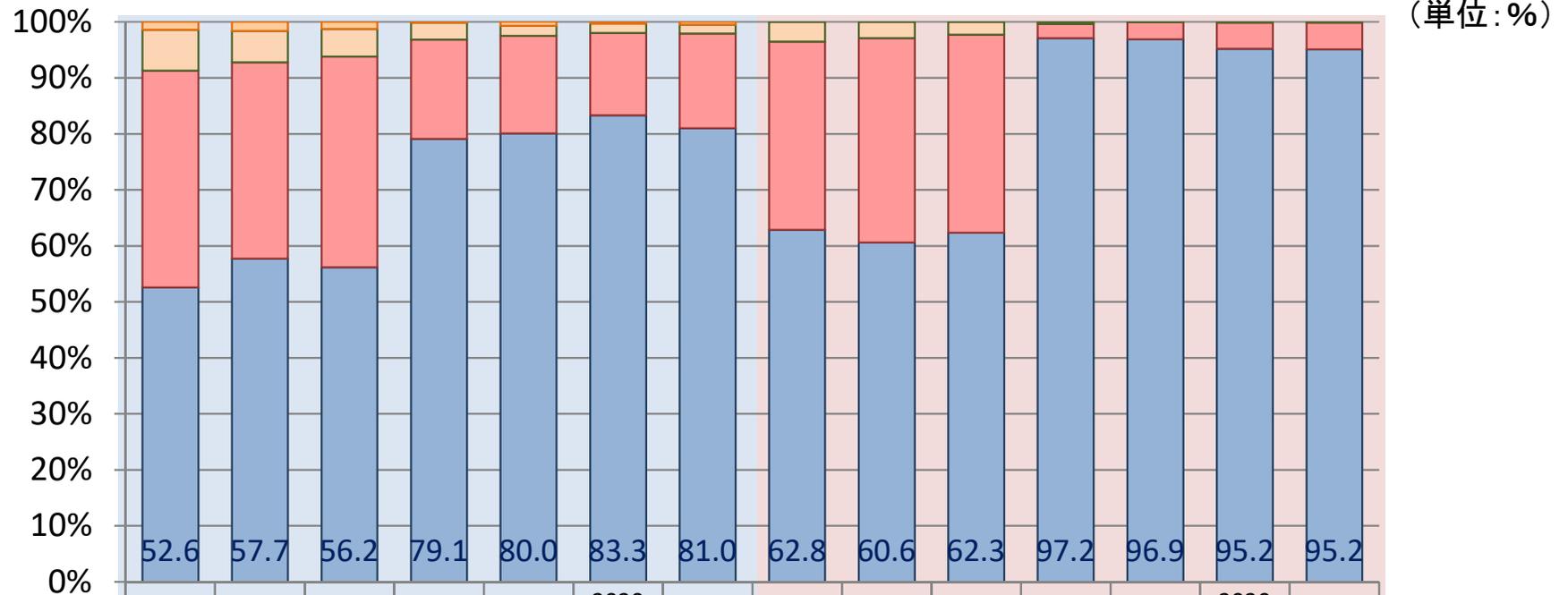
(単位：%)

施設区分	2018年度	2019年度	2020年度 (上期)	2020年度
200床以上の病院	79.1	80.0	83.3	81.0
調剤薬局（20店舗以上）	97.2	96.9	95.2	95.2

単品単価契約の状況

単品単価契約について、

■ 200床以上の病院は8割超、チェーン薬局(20店舗以上)は9割超と、前年度と同様の水準で推移



	200床以上の病院							調剤薬局チェーン(20店舗以上)						
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度上期	2020年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度上期	2020年度
(妥結率)	99.6%	99.2%	99.8%	98.4%	99.6%	96.7%	99.8%	100.0%	93.5%	100.0%	89.6%	99.9%	97.5%	100.0%
■ 全品総価(一律値引)	1.4	1.6	1.3	0.1	0.7	0.3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
■ 全品総価(除外有)	7.3	5.6	4.9	3.0	1.8	1.7	1.6	3.5	2.9	2.3	0.4	0.0	0.1	0.1
■ 単品総価(品目ごと値引)	38.7	35.1	37.6	17.7	17.4	14.7	16.9	33.6	36.5	35.3	2.5	3.1	4.7	4.8
■ 単品単価	52.6	57.7	56.2	79.1	80.0	83.3	81.0	62.8	60.6	62.3	97.2	96.9	95.2	95.2

※5卸売業者の売上高による加重平均値

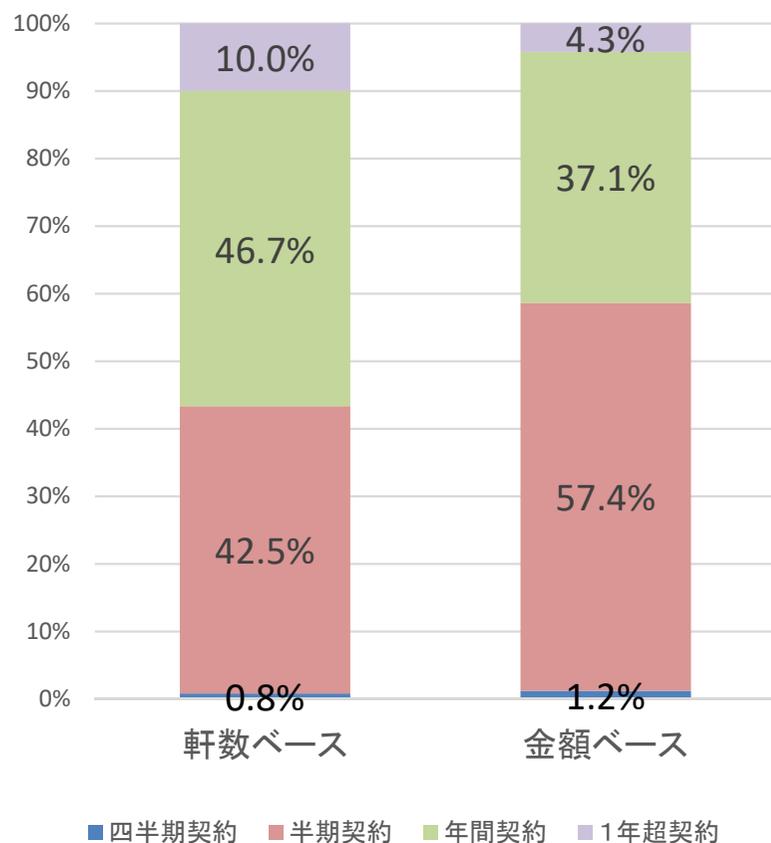
※妥結率は、各年度の3月末又は9月末の妥結状況調査結果

(3) 頻繁な価格交渉の改善

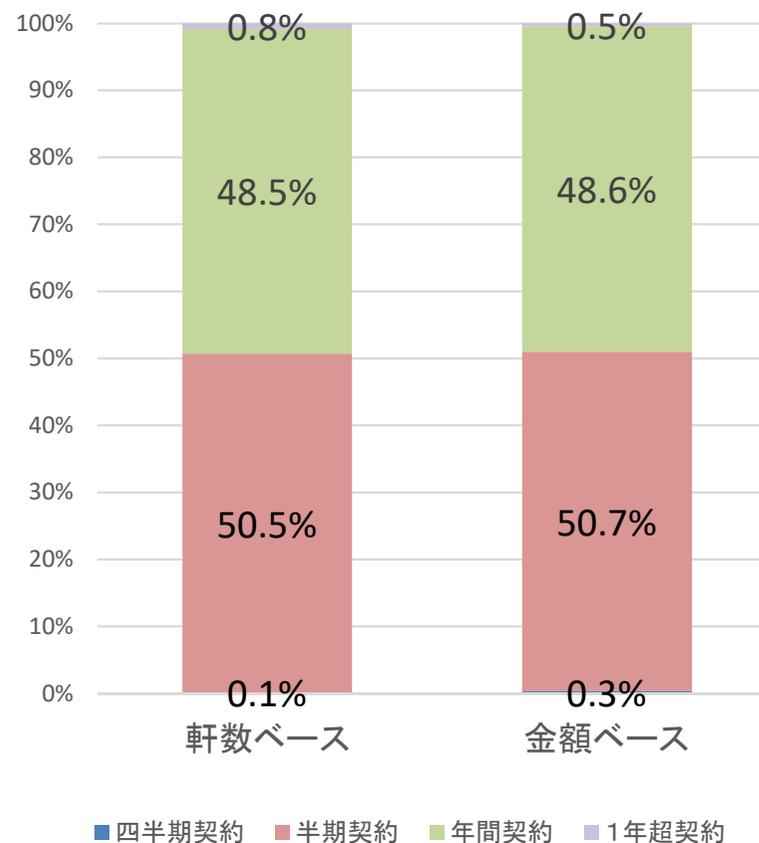
直近の状況

- 卸と医療機関等（200床以上の病院及び20店舗以上のチェーン薬局）との契約について、その契約期間について5卸に調査を行ったところ、結果は以下のとおり、いずれも半年契約と年間契約がほぼ半々という結果であった。（2020年9月末時点の状況）

200床以上の病院の契約状況



20店舗以上のチェーン薬局の契約状況



※5卸売業者の契約軒数又は契約金額の合計に対する、契約期間ごとの割合

I. 流通改善に向けた取組みの状況

1. 一次売差マイナスの解消、適切な仕切価・割戻し等の設定
2. 早期妥結・単品単価契約の推進、頻繁な価格交渉の改善、
過大な値引き交渉の是正
3. **バーコード表示の推進**

3. バーコード表示の推進

医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン（抜粋）

第1 基本的考え方 2（2）

- 医療安全（取り違え防止）、トレーサビリティ確保（回収等）、流通効率化、さらに偽造品流通防止の観点から、平成33年（2021年）4月より変動情報を含んだ新バーコード表示を必須化し取組を進めることとしているが、可能な限り流通量の多い製品から表示を前倒して進めることが望ましい。

取組の経緯

- 行政指導により、平成18年から医療用医薬品へのバーコード表示を進め、平成28年には全製品の販売包装単位及び元梱包装単位へのバーコード表示を必須化（2021年4月メーカー出荷分より）することとした。バーコード表示の進捗については、日本製薬団体連合会の協力による「医療用医薬品における情報化進捗状況調査」により毎年9月末時点の表示割合を取りまとめ、流改懇に報告するとともに公表している（これまで2019年9月末時点の状況を報告・公表）。

直近の状況

- 2020年9月末時点におけるバーコード表示割合は、別添「医療用医薬品における情報化進捗状況調査結果（速報値）〈2020年9月末〉」のとおり（調査対象240社、有効回答223社）。
- トレーサビリティ向上のため、医薬品等の包装等へのバーコード等の表示の義務付けなどを内容とする医薬品医療機器法（薬機法）の一部改正法が2019年11月に成立、バーコード表示については2022年12月1日から施行。

医療用医薬品における情報化進捗状況調査結果（速報値） 〈2020年9月末〉

1. 製造販売業者によるバーコードの表示率

(1) 調剤包装単位

（単位：％）

医薬品の種類	商品コード		有効期限		製造番号・製造記号	
	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年
特定生物由来製品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生物由来製品	100.0	100.0	※ 20.6	20.9	※ 20.6	20.9
内用薬	100.0	100.0	※ 0.3	0.6	※ 0.3	0.6
注射薬	100.0	100.0	※ 1.7	1.8	※ 1.7	1.8
外用薬	100.0	100.0	0.9	3.7	0.9	3.7

注) は、任意表示

※) 「有効期限」及び「製造番号・製造記号」の2019年のうち、生物由来製品、内用薬、注射薬は昨年の報告に一部誤りがあったため、再計算した結果、表示率を次のとおり訂正。(22.3→20.6、0.6→0.3、1.9→1.7(「有効期限」と「製造番号・製造記号」の表示率はいずれも同率))

(2) 販売包装単位

(単位：%)

医薬品の種類	商品コード		有効期限		製造番号・ 製造記号	
	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年
特定生物由来製品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生物由来製品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
内用薬	100.0	100.0	67.2	85.1	67.2	85.1
注射薬	100.0	100.0	72.8	88.1	72.8	88.1
外用薬	100.0	100.0	41.6	67.8	41.6	67.8

注) は、必須項目だが、表示の実施時期が2021年4月(特段の事情があるものは2023年4月)出荷分から表示。
→ 薬機法の改正により、2022年12月出荷分から表示(特段の事情があるものも含む)。

(3) 元梱包装単位

(単位：%)

医薬品の種類	商品コード		有効期限		製造番号・ 製造記号		数量	
	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年
特定生物由来製品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生物由来製品	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
内用薬	93.0	96.2	90.0	94.7	90.0	94.7	90.0	94.7
注射薬	94.4	97.7	92.4	96.5	92.4	96.5	92.4	96.5
外用薬	83.2	90.6	76.6	86.8	76.6	86.8	76.1	86.0

注) は、必須項目だが、表示の実施時期が2021年4月(特段の事情があるものは2023年4月)出荷分から表示。

2. 各メーカーにおける変動情報を含むバーコード表示の対応完了見込時期(2020年9月末時点)

包装単位	表示対応の完了見込時期				未定	計
	2020年度 上期に 既に完了	2020年度 下期	2021年度中	2022年度中		
販売包装単位	73社	127社	※1 3社	※2 1社	0社	204社
元梱包装単位	123社	70社	※1 3社	0社	0社	※3 196社

※1) 2021年度中完了見込みの3社(重複)は製造委託先や設備メーカーとの調整に遅れが出たことや製造中止予定としていた製品を方針転換したことによる遅れが原因。

※2) 2022年度中完了見込みの1社は、新型コロナ治療薬として海外で最終包装したものを輸入販売しているが、安定供給・供給リードタイムを優先にしているため、現段階では非対応であることが原因。

※3) 元梱包装単位で製品を出荷していないメーカーは計8社。

医療用医薬品の流通におけるRFIDの活用について

流改懇・新バーコード表示推進WT 検討結果

主な意見

- ・新たな技術の活用検討は常に意識すべき重要事項である。一方で、現時点では医薬品流通のほとんどの状況においてGS1バーコードとその他の技術の組合せによる効率的な流通管理が実用化されている。
- ・データの書込み、読取時に発する電波が製品品質に及ぼす影響は未知数なので、製品の品質管理等の安全性を調査する必要がある。
- ・医薬品は他業種と比較して多品種で流通量が少なく、メモリ容量も必要とするので、タグは高コストになる。
- ・読み取りに水や金属の影響を受ける(過少読取)。一方で、読取環境を整備しないと対象外の医薬品を読み取る(過剰読取)ことも多く、正確に読むためにはRFタグの特性を踏まえた表示の工夫と読み取り側の環境作りが必要になる。
- ・精微・正確性が求められる医薬品においては、GS1バーコードの方が読み取りの確実性を担保するものとする。
- ・メーカー、卸、医療機関等それぞれに利用環境を含めた整備に相応のコスト(イニシャルコスト、ランニングコストの両方)がかかり、GS1バーコード表示の利活用に取り組んでいる現時点で、RFIDのニーズがどれだけあるか整理が必要。
- ・いざ活用することとなった場合に規格がバラバラでは不便なので、最低限の統一規格が必要。
- ・アクティブ型のRFIDは別の用途向け(通信等)が多い。想定される用途では現状パッシブ型UHF帯の利用が多い。
- ・医療機器はRFIDを使い始めているが、掲載するデータはGS1標準になっている模様。

今回の総括

RFIDを活用することとなった場合に規格がバラバラだと不便なので最低限の規格の統一をするのであれば、現時点ではパッシブ型UHF帯が使われていることが多いとの意見があった。

一方で、メーカー、卸ともに現在のGS1バーコードの運用で問題があるわけではなく、読み取り側にも相応の環境整備が必要であること、正確に読み取るためには課題も多く、RFIDである必要性和活用内容の整理が必要など、ただちに活用を推奨するような環境にはないとの意見があった。

RFID : 電波を用いてRFタグのデータを非接触で読み書きするシステム。電波により複数のタグのデータを一気に読みとることができる。

RFタグ : データを格納するICチップと小型のアンテナで構成されており、用途に応じて様々な情報を書き込むことができるもの。(ICタグ、電子タグ、RFIDタグなどと呼ぶ場合もある)

1. RFタグの種類

(1) 周波数帯とその特徴

周波数帯	通信方式	通信距離	指向性	金属の影響	水の影響	その他特徴
LF帯(長波帯135KHz)	電磁誘導	~10cm	広い	中	少ない	アンテナが大きいいため薄型・小型化が困難。通信速度が遅い。
HF帯 (短波帯13.56MHz)	電磁誘導	~30cm	広い	大きい	少ない	LF帯に比べ薄型・小型化も可能。 UHF帯に比べ通信距離が短い。
UHF帯 (極超短波920MHz帯)	電波	~数m	中	大きい	中	他の周波数帯に比べて通信距離が長い。 一括で読み取るのに適している。
マイクロ波帯(2.45GHz)	電波	~3m	狭い	大きい	大きい	既存システムとの電波干渉の可能性がある。

(2) 電源供給方式

電源供給方式	内容	その他特徴
パッシブタイプ	RFタグ内に電池を持たず、リーダーライター(R/W)から発する電磁波を整流して動作電力とする。	安価。保守必要なし。
アクティブタイプ	RFタグ内に電池を持ち動作する。	高価。電池寿命で保守必要。
セミパッシブタイプ	RFタグ内に電池を持つが、R/Wから最初に起動されるまではパッシブとして動作し、起動された後はアクティブとして動作する。	高価。電池寿命で保守必要。

2. バーコードとの比較（UHF帯、パッシブタイプの場合）

RFタグ導入のメリット

- 読取機を近くまで接近させる必要が無く、電波が届く距離であれば、段ボールの中に入れていても読み取ることができる。
- 複数のRFタグを同時に読み取ることもできる。
- RFタグが汚れていても読み取ることができる。
- データの書込みが可能。

RFタグ導入のデメリット

- 電波が障害される場合は読み取れず、水分や金属が近くにある場合は読み取れないことがある。
- RFタグに原因があっても読み取れないときがあっても、読み取れなかったタグがどれか特定しづらいため、バーコードが不要とはならない。
- 「RFIDチップ」と「アンテナ」から構成される精密部品のため、振動や衝撃による破損リスク。
- 新たな設置投資と設備の設置スペースの増設が必要。
- 読取り時や書込み時に発する電波が医療機器や医薬品の品質に影響がないことの証明が困難。
- 導入した場合において業界全体が利用成果を創出するには、全ての関係者が利用しデータの抜け漏れを防ぐ事が重要となる。

3. 主な用途

用途	読み取り側に必要な環境	備考
在庫管理	UHF帯リーダー、水・金属への対応と適切なスペースの確保	・読み取りの確実性の課題あり
高額保冷医薬品管理	UHF帯リーダー付き保冷庫	・卸で既に導入開始
短期貸出し管理	UHF帯リーダー	・医療機器業界で一部導入
トレーサビリティ	UHF帯リーダー	・バーコードで十分ではないか

4. 業界の活用例

	活用例
メーカー	<p>① 造影剤のシリンジにRFタグを貼付し、自動注入機と組み合わせることにより、患者に最適な注入量や注入速度の計算、他剤誤投与の防止、使用期限切れ防止、空打ち防止等に活用。</p> <p>② 血液製剤において、製品の底部にRFタグを貼付し、トレーサビリティに活用していた例がある。 (現在は行われていない)</p> <p>③ かつて元梱包のラベルにRFタグを内蔵し、出荷管理に活用していた例がある。(現在は行われていない)</p> <p>① </p> <p>② </p>

4. 業界の活用例

活用例

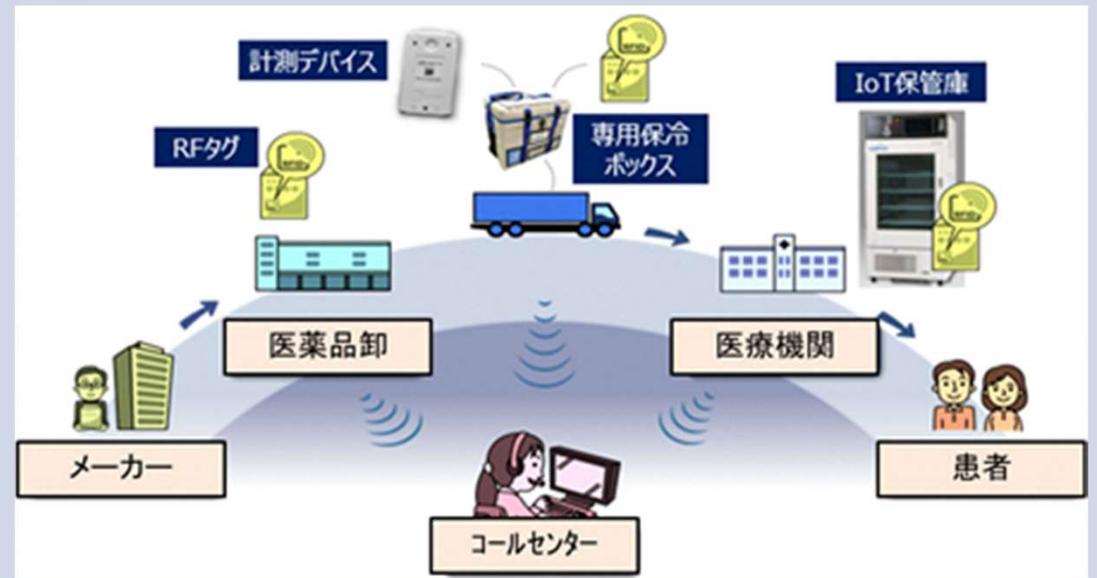
卸

- ④ 商品を入れるオリコンにRFタグを装着し、車両積載時に読み取りゲートを通過させ、ボックス数量と行き先を一括で読みとることで、ボックス数検品の効率化と誤配送防止に活用。
- ⑤ 高額保冷医薬品にRFタグを貼付し、輸送中を含めた温度管理、更に専用の冷蔵庫を医療機関等に設置し、温度など保管管理状況の記録や使用者、使用日時、使用医薬品を関連付けて利用履歴を取得することにより、高額保冷医薬品の適切な使用に活用。

④



⑤



4. 業界の活用例

活用例

医療機関

- ⑥ RFタグをそれぞれの高額医療材料に貼付し、滅菌期限、使用期限等を登録することにより、期限切れ等による不良在庫の軽減に活用。
- ⑦ 輸液ポンプなどの医療機器にRFタグを貼付し、棚にリーダーを設置することで所在確認、持ち出し履歴記録等により適切な管理に活用。
- ⑧ 手術用の鋼製小物にRFタグを取り付け、取り揃えの迅速化と患者体内への置き忘れの防止に活用。

⑦



⑧



(参考資料) 医療機器業界

RFIDタグ - AMDD推奨方式についてのお知らせ

2019年5月1日

この度AMDDは、医療機器に貼付するRFIDタグの「書き込み情報」についてGS1推奨フォーマットを推奨形式とする決定をいたしました。併せて、「通信周波数帯」についてもUHF帯を推奨形式とすることといたしました。

RFIDの活用があらゆる業界で注目され始めている中、医療機器においても、非接触による情報認識・照合というRFIDの特徴を生かした利用方法が広がりを見せています。RFIDの利活用により、製造販売業者、代理店・特約店、医療機関、それぞれの環境における作業の効率化向上が期待されるとともに患者さんの安全と安心へとつなげていくことが可能となります。

医療機器が実際に使用される医療機関や、医療機器の流通を担う代理店・特約店においては、複数の製造販売業者の製品を混在して使用する環境が想定されることから、それぞれのRFIDタグの「書き込み情報」と「通信周波数帯」が統一されていることが望ましいといえます。このことから、AMDDでは、医療機器に貼付するRFIDタグの「書き込み情報」と「通信周波数帯」に関する推奨方式を決定することを目的として、2018年10月にRFID Working Groupを結成、AMDD加盟23社（添付1参照）の参加を得て議論を進めてきました。2019年3月Working Groupは「GS1推奨フォーマットとUHF帯の使用をAMDD推奨形式とする」との結論を理事会に答申、同月の理事会で承認されました。

RFIDタグ仕様

書き込み情報	商品情報 - SGTIN96 または SGTIN198 ロット番号, 有効期限
通信周波数帯	UHF帯

AMDD推奨フォーマット：GS1推奨フォーマット



一般社団法人 米国医療機器・IVD工業会
American Medical Devices and Diagnostics Manufacturers Association

今後、製造販売業者、代理店・特約店、医療機関それぞれでRFIDタグの導入を進めていく際、上記の仕様を適用することで、RFIDタグが貼付された医療機器を統一的に取り扱うことが可能となることが期待されます。

なお、各製品に貼付されたRFIDタグに関するお問い合わせは、貼付を行った製造販売業者、代理店・特約店、医療機関にお願いいたします。

Ⅱ．流通改善に向けた今後の課題等

流通改善ガイドライン及びモデル契約書の見直し

流通改善ガイドライン及びモデル契約書の見直し

医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン（抜粋）

第2 厚生労働省による関与（3）

- 厚生労働省は、モデル契約書の見直しや、流通改善の推進のために必要なデータを収集・分析し流改懇等に報告を行う等の必要な取組を行う。

第3 流通改善ガイドラインの適用日等

- 流改懇等における流通改善ガイドラインの遵守状況の確認にあわせて、必要に応じて流通改善ガイドラインを見直す。

（1）流通改善ガイドラインの見直し

趣旨

- 流通改善ガイドラインでは、「流改懇等における流通改善ガイドラインの遵守状況の確認にあわせて、必要に応じて流通改善ガイドラインを見直す」としている。
- これまでの流通改善の進捗状況や今後の課題を踏まえ、所要の見直しを行うことが必要。

見直し内容

- 別紙改訂案のとおり（あくまでもたたき台であり、今後の意見を踏まえて最終化する）。

流通改善ガイドラインの見直しの概要

【主な見直し事項】

(メーカーと卸売業者との関係において留意する事項)

- ✓ 仕切価交渉のあり方
- ✓ 変動情報を含んだバーコード表示

(卸売業者と保険医療機関・保険薬局との関係において留意する事項)

- ✓ 早期妥結と単品単価交渉に基づく単品単価契約の推進
- ✓ 頻繁な価格交渉の改善
- ✓ 医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉及び不当廉売の禁止

(流通当事者間で共通して留意する事項)

- ✓ 返品・回収の扱い
- ✓ 公正な競争の確保と法令の遵守

(流通の効率化と安全性・安定供給の確保)

- ✓ 頻回配送と急配

(厚生労働省による関与)

- ✓ 厚生労働省への相談

(メーカーと卸売業者との関係において留意する事項)

(1) 仕切価交渉のあり方

【現行】

- 一次売差マイナスの解消に向け、医薬品の価値に基づく早期妥結・単品単価契約を進めるため、卸売業者と保険医療機関・保険薬局との川下取引の妥結価格(市場実勢価)水準を踏まえた適切な一次仕切価の提示に基づく適切な最終原価を設定すること。
- 割戻し(リベート)については流通経費を考慮した卸機能の適切な評価、アローアンスのうち仕切価を修正するようなものについては仕切価への反映による整理を行うとともに、契約により運用基準を明確化すること。

【質疑応答集(平成30年7月12日)】

例えば、最終原価に各卸売業者が負担する流通コストと消費税を加えた結果、薬価を上回ってしまうようなものを設定すると、当事者間の交渉の長期化により、未妥結・仮納入を助長したり、医薬品の安定供給を阻害するおそれがあります。このような最終原価の設定は不適切だと考えられます。

【課題等】

- 引き続き一次売差マイナスの解消を目指し、仕切価水準の適正化を図るとともに、割戻しが卸機能の適切な評価に繋がるようにしてはどうか
- 仕切価・割戻しの設定根拠や考え方について、メーカーから卸売業者に対する十分な説明と協議を行うこととしてはどうか

【見直しの方針】

現行の記載に加え以下の内容を盛り込む

- 割戻しは卸機能の適切な評価に基づくものとし、仕切価に反映可能なものについては、反映した上で割戻しを整理・縮小することを明記
- 仕切価・割戻しについては、メーカーと卸売業者との間で十分に協議の上、設定を行うことを明記

(メーカーと卸売業者との関係において留意する事項)

(2) 変動情報を含んだバーコード表示

【現行】

- 医療安全(取り違え防止)、トレーサビリティ確保(回収等)、流通効率化、さらに偽造品流通防止の観点から、平成33年(2021年)4月より変動情報を含んだ新バーコード表示を必須化し取組を進めることとしているが、可能な限り流通量の多い製品から表示を前提して進めることが望ましい。

【課題等】

- 令和3(2021)年4月より変動情報を含んだ新バーコード表示を必須化し取組を進めることとしていたところ、その時期が到来しているため時点修正が必要である。

【見直しの方針】

現行の記載に加え以下の内容を盛り込む

- 変動情報を含むGS1識別コードを適切に表示すること、商品コードを(一財)医療情報システム開発センターに登録すること等を明記

(卸売業者と保険医療機関・保険薬局との関係において留意する事項)

(1) 早期妥結と単品単価交渉に基づく単品単価契約の推進

【現行】

- 未妥結減算制度の趣旨を踏まえ、原則として全ての品目について単品単価契約とすることが望ましいが、少なくとも前年度より単品単価契約の割合を高めること。また、契約に当たっては、商品の受け渡しに関する覚書を利用する等により行うこと。
- 価格交渉の段階から個々の医薬品の価値を踏まえた交渉を進めること。

【質疑応答集(平成30年9月14日)】

総価交渉により個々の医薬品の単価を同一の割合で値引きする一律値引きは、個々の医薬品の価値を反映した銘柄別の薬価収載を行う現行の薬価制度の趣旨にそぐわない取引であり、価格交渉の段階から個々の医薬品の価値を踏まえて交渉を進めることが必要です。

【質疑応答集(令和元年7月11日)】

平成30年度の単品単価契約の割合は前年度より大幅に増加したものの、一部に4月～9月の間のみ単品単価契約を締結し、それ以降に総価契約を締結する取引も見られました。

今後さらに単品単価契約を推進していくためには、単品単価による交渉・契約を原則として、総価による交渉を行う場合であっても、その除外品目を増やすなど、前年度より単品単価交渉・契約の範囲を拡大していく取組が必要です。

【課題等】

- 単品単価契約の契約率は高まったが、交渉段階からの単品単価交渉を確実に行うことで、個々の医薬品の価値に見合った価格形成ができるような市場環境を整備していくことが必要ではないか
- 銘柄別収載を行う薬価基準制度との整合性を踏まえ、前年度より単品単価交渉の範囲を拡大することを示すことにより、単品単価交渉の推進を図ってはどうか

【見直しの方針】

現行の記載に加え以下の内容を盛り込む

- 価格交渉の段階から個々の医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉を進めること
- これまで総価による交渉を行っていた場合であっても、その除外品目を増やすなど、前年度より単品単価交渉の範囲を拡大すること

(卸売業者と保険医療機関・保険薬局との関係において留意する事項)

(2) 頻繁な価格交渉の改善

【現行】

- 頻繁な価格交渉は卸売業者の使命である安定供給に支障を来すとともに、購入側にも負担増となるため、期中で医薬品の価値に変動があるような場合を除き、未妥結減算制度の趣旨を踏まえ、交渉回数を増やさず安定供給などの本来業務に注力できる年間契約等のより長期の契約を基本とすることが望ましい。

【質疑応答集(平成30年7月12日)】

未妥結減算制度の報告対象期間である4月～9月の間のみ単品単価契約を締結し、それ以降に総価契約を締結することは、未妥結減算制度の趣旨に反しており、また、その交渉が煩雑化し医薬品の安定供給にも支障を来しうるため、望ましくありません。

【課題等】

- 中間年薬価改定が実施されるようになったことも踏まえ、年間契約等の長期契約を推進することにより、交渉や価格再設定にかかる負担を軽減するとともに、薬価調査結果の信頼性を高める必要があるのではないか

【見直しの方針】

現行の記載に加え以下の内容を盛り込む

- 期中で薬価改定(再算定等)があるなど医薬品の価値に変動があるような場合を除き、年度内は妥結価格の変更を前提とした再交渉を原則行わない旨を明記

(卸売業者と保険医療機関・保険薬局との関係において留意する事項)

(3) 医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉及び不当廉売の禁止

【現行】

- 取引条件等を考慮せずにベンチマークを用いた値引き交渉を行うなど、医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉は、個々の医薬品の価値を反映した銘柄別の薬価収載を行う現行の薬価制度とは相容れない行為である。
- この観点から、個々の医薬品の価値を無視した値引き交渉、医薬品の安定供給や卸売業者の経営に影響を及ぼすような流通コストを全く考慮しない値引き交渉を慎むこと。
なお、以上に示した医薬品の価値に基づいた納入価の設定については、仕切価の設定により影響を受けるものであることから、2(1)に示す仕切価交渉と一体となった価格交渉を進めること。

【質疑応答集(平成30年7月12日)】

ガイドラインにも記載のとおりですが、例えば、価格交渉に関与するコンサルタント業者の一部が行っているような未妥結・仮納入を助長しかねない全国一律のベンチマークを用いた値引き交渉は、医薬品の安定供給を阻害するものと考えられます。

【質疑応答集(平成30年9月14日)】

- ・ 取引全体の値引率を重視し、単に前年度の値引率水準での総価交渉を求め、医薬品の価値や流通コストを踏まえた交渉に応じない行為は、個々の医薬品の価値を反映した銘柄別の薬価収載を行う現行の薬価制度とは相容れない行為であり、ガイドラインではこのような値引き交渉を慎むよう求めています。
- ・ 例えば、グループ病院の各施設や調剤チェーンの各店舗が、取引品目等の相違を無視して同一の総値引率を要求し、医薬品の価値や流通コストを踏まえた交渉に応じない行為は、個々の医薬品の価値を反映した銘柄別の薬価収載を行う現行の薬価制度とは相容れない行為であり、ガイドラインではこのような値引き交渉を慎むよう求めています。

【質疑応答集(令和元年7月11日)】

- ・ 「過大な値引き交渉」とは、個々の医薬品の価値や流通コストを無視した値引き交渉のことを指します。このため、下期に交渉を行う場合において、例えば、
- ・ 目標とする年間の総値引率に達するよう下期の値引き水準を設定して交渉を行うことや
- ・ 取引品目の構成比等が上期と異なるにもかかわらず、上期の総値引率と同一の値引き水準となるよう交渉を行うことに終始し、個々の取引品目の価値や流通コストを全く考慮しないケースが「過大な値引き交渉」に該当します。

なお、上期に単品単価契約を締結したにもかかわらず、下期に総価契約を締結することは、既出のQ&Aのとおり「未妥結減算制度の趣旨に反しており、また、その交渉が煩雑化し医薬品の安定供給にも支障を来しうる」ことにも留意が必要です。

【課題等】

- 一次売差マイナスの解消に向け、納入価の適正な水準も重要な課題ではないか
- 納入価の適正な設定のために、卸売業者は必要な流通コストを含む医薬品の価値を踏まえた価格を提示して説明を行うことが必要と明記してはどうか
- また、卸売業者が原価を著しく下回るような価格で販売を行うことは、独禁法における不公正な取引方法とみなされる可能性があることをガイドライン上も明記してはどうか

【見直しの方針】

現行の記載に加え以下の内容を盛り込む

- 一次売差マイナスの解消に向け、卸売業者は、仕切価に医薬品の価値と安定供給に必要なコストを踏まえた価格設定を行い、保険医療機関・保険薬局にその必要性と根拠を説明するなどにより価格交渉を進めること
- 継続的に総販売原価(仕入原価に販売費及び一般管理費を加えたもの)を著しく下回る対価で販売することにより、他の卸売業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には不当廉売と見なされる可能性があることに留意すること

(流通当事者間で共通して留意する事項)

(1) 返品・回収の扱い

【現行】

- 品質の確保された医薬品の安定供給、不動在庫・廃棄コスト増による経営への影響、さらに偽造品流通防止の観点から、返品条件を流通当事者間で事前に取り決めるよう、流改懇の中間とりまとめ(平成16年)で提言された返品の取扱いを含むモデル契約書を参考に契約を締結すること。

【質疑応答集(令和元年7月11日)】

品質の確保された医薬品の安定供給、偽造品の流通防止等の観点から、できる限り返品を生じさせない取引の推進が必要です。
やむを得ず発生する返品に関しては、流改懇提言「医療用医薬品の返品の取扱いについて」(平成18年3月)(別紙)のとおり、各流通当事者間で返品に至った事情を踏まえ、対応策の協議を行い、対処することが望まれます。

また、医療用医薬品の返品については、「医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約運用基準」(平成31年4月1日公正取引委員会・消費者庁長官届出(最終変更))により、卸売業者は、自らの責任と負担により廃棄処分にせざるを得ない医薬品(有効期限を超過したもの、開封されたもの、汚損・破損したものなど)は返品受領しないこととされていることにも留意が必要です。

なお、令和元年6月に開催された流改懇では、月次在庫の圧縮を目的とした返品が一部に見受けられたことを受けて、流通当事者において改善に向けた取組が必要との指摘がされました。

【課題等】

- 薬価改定前など、在庫調整を目的とした不適切な返品については、改めて自粛を促す必要がある
- このほか、メーカー側の都合により回収等により供給不足となった場合における、早急な情報提供については「医療用医薬品の供給不足に係る適切な情報提供について」(医政経発1218第3号 R2.12.18経済課長通知)に基づき確実に実施すべきこと、関係機関に適切に情報を伝達するよう流通関係者が協力して取り組むことを明記してはどうか

【見直しの方針】

現行の記載に加え以下の内容を盛り込む

- 保険医療機関・保険薬局において、在庫調整を目的とした返品は特に慎む旨を明記
- メーカーは、医療用医薬品の回収等により供給不足となった場合、保険医療機関・保険薬局、卸売業者及び関係団体に対して早急に必要な情報提供を行い、必要な経費負担については、当事者間で十分に協議することを明記

(流通当事者間で共通して留意する事項)

(1) 公正な競争の確保と法令の遵守

【現行】

- 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に基づく「医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」及び「医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」を遵守し、公正かつ適正な取引に努めること。

【課題等】

- メーカー、卸売業者、保険医療機関及び保険薬局における全ての当事者(取引当事者)に対し、独占禁止法等の関係法令の遵守を徹底する必要がある
- 全ての取引当事者が関係法令等を正しく理解し、行動できるような仕組みが必要ではないか

【見直しの方針】

現行の記載に加え以下の内容を盛り込む

- 全ての取引当事者が遵守するものとして、独占禁止法を明記
- 全ての取引当事者において定期的な研修を受講するなどにより実効性の担保に努める旨を明記

(流通の効率化と安全性・安定供給の確保)

【現行】

- 頻回配送・急配の回数やコスト負担等について、安定供給に支障を来す場合は当事者間で契約を締結すること。
- 卸売業者においては、輸液製剤等、薬価に対して流通コストが比較的高い医薬品等の配送やへき地における配送について共同配送など流通効率化を進めることが望ましい。
- 「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」最終とりまとめを踏まえ、医薬品の流通過程において、高額な医薬品の増加などに伴う偽造品の混入防止のため、我が国の医薬品取引における返品、不動在庫や回収コスト等に係る課題についても解決を図っていく必要があることから、一連のサプライチェーンの下で、流通関係者間において更なる取組を進める。

【課題等】

- 卸売業者は、頻回配送・急配の回数やコスト負担等について、医療機関等の理解を得た上で、医療機関等との間で取り決めを行うことが必要としてはどうか
- 頻回配送・急配の回数を減らすため、適正在庫を持つことが重要であること、卸売業者としても医療機関等に対して適切な提案等を行うことが有効であることとしてはどうか
- 「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」のとりまとめを踏まえ、特に安定確保医薬品については、すべての流通関係者において、その安定供給の確保のための取組が必要である旨を明記してはどうか

【見直しの方針】

現行の記載に加え以下の内容を盛り込む

- 頻回配送・急配のコスト負担等について安定供給に支障を来す場合には、保険医療機関・保険薬局にコストの根拠等について理解を求めることを明記
- 費用負担が発生する場合には、別途、書面による契約の締結に努めることを明記
- 保険医療機関・保険薬局は適正な在庫量を維持し、卸売業者は必要な提案等を行うこと
- 「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」の取りまとめを踏まえ、サプライチェーンの安定性確保のため、過剰な在庫確保やイレギュラーな発注を控えるとともに、実際に供給不安に陥った際には、「医療用医薬品の供給不足が生じる場合の対応スキーム」(医政経発0528第3号 R3.5.28経済課長通知別添)を実施するなど、安定供給の確保のための取組が必要であることを明記

(厚生労働省による関与)

(1) 厚生労働省への相談

【現行】

- 流通改善ガイドラインに沿って、平成30年度から薬価改定後の新薬価の下で価格交渉を行うこととなるが、流通当事者間で交渉が行き詰まり、改善の見込みがない場合、厚生労働省医政局経済課に設置した窓口で相談することができる。
- 厚生労働省では相談内容を流通改善ガイドラインの事項毎にまとめ、流改懇等や厚生労働省のウェブサイトで公表し、まずは、事案の見える化を通じて流通改善ガイドラインの遵守を促す。

【課題等】

- 厚生労働省への相談件数は、少数に留まっている
- 流通当事者間で交渉が行き詰まり、改善の見込みがない場合のほか、流通改善ガイドラインの趣旨に沿わない事案についても相談ができることとしてはどうか

【見直しの方針】

現行の記載に加え以下の内容を盛り込む

- 「流通改善ガイドラインの趣旨に沿わない事案」についても相談を受け付けることを明記

(2) モデル契約書の見直し

趣旨

- 現行のモデル契約書は、昭和62年当時に策定した後、これまで全般的な見直し・改正は行っていない。
- 流通改善ガイドラインでは、「厚生労働省は、モデル契約書の見直しや、流通改善の推進のために必要なデータを収集・分析し流改懇等に報告を行う等の必要な取組を行う」としており、以下の観点から、所要の見直しを行うことが必要。
 - 民法改正（2020年4月施行）を踏まえた見直し
 - ・「瑕疵担保責任」から「契約不適合担保責任」への改正 … 契約不適合の条件に係る条項の設定 等
 - ・連帯保証人に関する改正 … 連帯保証人への情報提供義務に係る条項の設定 等
 - 取引実態を踏まえた見直し … 現在の一般的な決済手段等に係る条項の整備
 - 一般的な取引契約書を踏まえた見直し … 秘密保持、反社会的勢力の排除に係る条項の設定
 - その他文言の修正
 - ・「商品の受渡し」を「商品の引渡し」に修正
 - ・「契約の疑義」に関する協議は、「契約の解釈に疑義が生じた場合」のほか、「本契約に定めのない事項」についても協議の上、決定する旨に修正 等

見直し内容

- 改正案のとおり

モデル契約書改正案

○メーカー＝卸売業者間モデル契約（メーカーが甲、卸売業者が乙）①

改正案	現 行
<p>(個別取引)</p> <p>第3条 甲から乙に売り渡される商品の品名、規格、包装単位、数量、引渡期日、引渡場所その他売買に必要な条件は、本契約に定めるものを除き、個別的な売買取引の行われる都度発注書によって乙が指定するものとし、発注が口頭によって行われた場合には速やかに発注書を交付するものとする。</p>	<p>(個別取引)</p> <p>第3条 甲から乙に売り渡される商品の品名、規格、包装単位、数量、受渡期日、受渡場所その他売買に必要な条件は、本契約に定めるものを除き、個別的な売買取引の行われる都度発注書によって乙が指定するものとし、発注が口頭によって行われた場合には速やかに発注書を交付するものとする。</p>
<p>(商品の引渡し)</p> <p>第4条 甲は乙の発注書で指定された期日、場所で所定の手続きにより商品を引き渡すものとする。</p> <p>2 引き渡された後において生じた商品の損害は、甲の責めに帰す場合を除き、乙の負担とする。</p>	<p>(商品の受渡し)</p> <p>第4条 甲は乙の発注書で指定された期日、場所で所定の手続きにより商品を受け渡すものとする。</p> <p>2 受け渡された後において生じた商品の損害は、甲の責めに帰す場合を除き、乙の負担とする。</p>
<p>(契約不適合)</p> <p>第5条 <u>乙は、甲から引き渡された商品の品名、規格、包装単位又は数量が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲に対し、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</u></p> <p><small>(注) 契約不適合の対象となる事項については、各社の取引実態に応じて規定</small></p> <p>2 <u>甲が、前項の乙による請求を受けたときは、速やかに乙の請求に従い、履行の追完を行わなければならない。但し、甲は、乙に不相当な負担を課するものではないときは、乙が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p> <p>3 <u>商品引渡し後 日を経過したとき、又は契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項の規定による乙の請求を拒むことができる。</u></p>	<p>(新規)</p>

モデル契約書改正案

○メーカー＝卸売業者間モデル契約（メーカーが甲、卸売業者が乙）②

改正案	現 行
<p>(価 格) 第6条 (以下略)</p>	<p>(価 格) 第5条 (以下略)</p>
<p>(代金の計算) 第7条 (以下略)</p>	<p>(代金の計算) 第6条 (以下略)</p>
<p>(代金の支払い) 第8条 商品代金は毎月 日 にその計算を締め切り、 (翌月) 日 に支払うものとする。 2 商品代金は、<u>別途甲の指定する銀行口座への振込み 又は口座振替により支払うものとし、支払期日が銀行 休業日にあたる時は前銀行営業日とする。</u> 3 <u>甲乙協議の上前項以外の支払い手段とする</u>場合には、 その決済が完了するまでは債務弁済の効力は生じない ものとする。</p>	<p>(代金の支払い) 第7条 商品代金は毎月 日 にその計算を締め切り、 (翌月) 日 に支払うものとする。 2 商品代金は、<u>現金、小切手又は支払日より起算し て ヶ月後に満期の到来する約束手形をもって支払 うものとする。</u> 3 <u>小切手又は約束手形により支払う</u>場合には、その決 済が完了するまでは債務弁済の効力は生じないもの とする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(現金割引等) 第8条 <u>乙が支払日に全額現金又は小切手により決済す るときは、当該代金について、前条第2項で定めた手 形期間(以下「標準手形期間」という。) 日分の 金利(日歩 銭、年利 %)相当額を控除する ものとする。</u> 2 <u>乙が支払日に標準手形期間より短い期間の約束手形 により支払うときも、同様とする。</u> 3 <u>前条第2項の規定にかかわらず、甲乙協議の上、乙 が標準手形期間を超える手形により支払う場合は、乙 は当該超過日数分の金利(日歩 銭、年利 %)相 当分を加算した金額の手形により支払うものとする。</u></p>

モデル契約書改正案

○メーカー＝卸売業者間モデル契約（メーカーが甲、卸売業者が乙）③

改正案	現 行
<p>(遅延損害金) 第9条 乙が商品代金の支払いを怠った場合は、甲に対し、支払日の翌日より完済の日まで年利 %の割合による遅延損害金を支払うものとする。</p> <p>(数量割引) 第10条 (以下略)</p> <p>(割戻金) 第11条 甲は乙に対し割戻金を支払う場合は、<u>甲乙協議の上</u>予め別にその品目及び算定基準を定めるものとする。 2 割戻金は、予め定めた日をもって計算するものとし、甲は乙に対し当該日後 日以内に割戻金の額及び算定根拠を通知するものとする。 3 割戻金の額又は算定根拠に疑義がある場合は、乙は直ちに甲に通知するものとする。 4 割戻金の支払いは、通知後 日以内に<u>別途乙の指定する銀行口座への振込みにより</u>行うものとする。 5 割戻金債務を商品代金債務と相殺する場合は、<u>甲乙協議の上</u>行うものとする。 <small>(注) 第4項及び第5項については、各社の取引実態に応じて規定</small></p>	<p>(遅延損害金) 第9条 乙が商品代金の支払いを怠った場合は、甲に対し、支払日の翌日より完済の日まで<u>日歩 銭、</u>年利 %の割合による遅延損害金を支払うものとする。</p> <p>(数量割引) 第10条 (以下略)</p> <p>(割戻金) 第11条 甲は乙に対し割戻金を支払う場合は、予め別にその品目及び算定基準を定め、<u>乙に通知する</u>ものとする。 2 割戻金は、<u>甲乙協議の上</u>予め定めた日をもって計算するものとし、甲は乙に対し当該日後 日以内に割戻金の額及び算定根拠を通知するものとする。 3 割戻金の額又は算定根拠に疑義がある場合は、乙は直ちに甲に通知するものとする。 4 割戻金の支払いは、通知後 日以内に<u>現金又は小切手</u>で行うものとする。 5 割戻金債務を商品代金債務と相殺する場合は、<u>甲乙協議の上</u>行うものとする。</p>
<p>(情報提供) 第12条 (以下略)</p>	<p>(情報提供) 第12条 (以下略)</p>

モデル契約書改正案

○メーカー＝卸売業者間モデル契約（メーカーが甲、卸売業者が乙）④

改正案	現 行
<p>(返品)</p> <p>第13条 <u>乙は引き渡された商品に回収指示が行われた場合は、商品を甲に対して返品することができる。</u></p> <p>2 返品に係る輸送費は甲の負担とする。</p> <p>3 乙は法令、当局からの指導等に基づかない包装等の変更により、商品の外観が明らかに変わった場合は、その変更前の外観を有する商品の返品を甲に対して申し出ることができ、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。</p> <p>4 第1項及び前項<u>並びに第5条に基づく</u>場合のほか返品を行う場合は、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。</p>	<p>(返品)</p> <p>第13条 <u>乙は次のいずれかに該当する場合は、商品を甲に対して返品することができる。</u></p> <p>① <u>受け渡された商品に瑕疵がある場合</u></p> <p>② <u>受け渡された商品に回収指示が行われた場合</u></p> <p>2 <u>乙が前項第1号により商品を返品する場合は、受け渡された日から 日以内に行わなければならない、甲は返品された商品に代えて直ちに瑕疵のない商品を受け渡さなければならない。</u></p> <p>3 返品に係る輸送費は甲の負担とする。</p> <p>4 乙は法令、当局からの指導等に基づかない包装等の変更により、商品の外観が明らかに変わった場合は、その変更前の外観を有する商品の返品を甲に対して申し出ることができ、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。</p> <p>5 第1項各号及び前項に<u>掲げる</u>場合のほか返品を行う場合は、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。</p>
<p>(契約義務不履行等)</p> <p>第14条 甲又は乙が次のいずれかに該当した場合は、相手方に対する残債務の金額につき期限の利益を失い、直ちに現金をもって支払わなければならない。</p> <p>①～② 略</p> <p>③ <u>会社更生手続又は民事再生手続の開始若しくは破産、特別清算の申立てを受け、又は自ら申立てをした場合</u></p> <p>④ 略</p>	<p>(契約義務不履行等)</p> <p>第14条 甲又は乙が次のいずれかに該当した場合は、相手方に対する残債務の金額につき期限の利益を失い、直ちに現金をもって支払わなければならない。</p> <p>①～② 略</p> <p>③ <u>整理、会社更生手続の開始又は破産の申立てを受け、又は自ら整理、和議、会社更生手続の開始若しくは破産の申立てをした場合</u></p> <p>④ 略</p>

モデル契約書改正案

○メーカー＝卸売業者間モデル契約（メーカーが甲、卸売業者が乙）⑤

改正案	現 行
<p>2 甲が前項各号のいずれかに該当した場合において、甲が売り渡した商品で乙が在庫するものがあるときは、乙は甲に対し、当該在庫商品の引取りを請求できるものとし、引取価格は、仕切価格を基準とした適正な価格とする。乙が前項のいずれかに該当した場合において、甲が売り渡した商品で乙が在庫するものがあるときは、甲は乙に対し、当該在庫の戻し入れを請求できるものとし、戻し入れる価格は、仕切価格を基準とした適正な価格とする。</p> <p>3～4 略</p> <p>（取引保証金・担保） 第15条 甲の求めがあったときは、甲乙協議の上、乙は甲に対する債務の支払いに充てるため、取引保証金を甲に寄託するものとする。甲はこの取引保証金に年利____%の利息をつけるものとする。 <small>（注）担保に関しては各社の取引実態に応じて規定</small></p> <p>（債務限度額） 第16条 略</p> <p>（秘密保持） 第17条 <u>甲及び乙は、相手方より秘密として開示された情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約の履行目的以外に使用・利用することはできない。</u></p>	<p>2 甲が前項各号のいずれかに該当した場合において、甲が売り渡した商品で乙が在庫するものがあるときは、乙は甲に対し、当該在庫商品の引取りを請求できるものとし、引取価格は、仕切価格を基準とした適正な価格とする。乙が前項のいずれかに該当した場合において、甲が売り渡した商品で乙が在庫するものがあるときは、甲は乙に対し、当該在庫の引渡しを請求できるものとし、引渡価格は、仕切価格を基準とした適正な価格とする。</p> <p>3～4 略</p> <p>（取引保証金・担保） 第15条 甲の求めがあったときは、甲乙協議の上、乙は甲に対する債務の支払いに充てるため、取引保証金を甲に寄託するものとする。甲はこの取引保証金に日歩____銭、年利____%の利息をつけるものとする。</p> <p>（債務限度額） 第16条 略</p> <p>（新規）</p>

モデル契約書改正案

○メーカー＝卸売業者間モデル契約（メーカーが甲、卸売業者が乙）⑥

改正案	現 行
<p>2 甲及び乙は、秘密情報を、知る必要のある自己の役員もしくは従業員又は社外専門家等に限り、必要最小限の範囲で開示することができるものとし、相手方による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩することができないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する秘密情報は、本条の適用を除外する。</p> <p>① 開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後、情報を受領した当事者（以下「受領者」という。）の責によらずして公知となったもの</p> <p>② 開示の時点ですでに受領者が保有しているもの</p> <p>③ 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの</p> <p>④ 開示された情報によらずして、受領者が独自に開発したもの</p> <p><small>（注）秘密情報の定義、第三者に開示する場合の相手方の承諾の方法（書面掌握の要否）、開示可能な対象者（社外専門家）の範囲については、取引実態に応じて規定</small></p>	<p>（新規）</p>
<p>（反社会的勢力の排除）</p> <p>第18条 甲及び乙は、現在及び将来にわたり、自己並びにその役員及び経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等その他の暴力、威力または詐欺的手段等を用いて経済的利益を追求する団体又は個人（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、これを保証する。</p>	<p>（新規）</p>

モデル契約書改正案

○メーカー＝卸売業者間モデル契約（メーカーが甲、卸売業者が乙）⑦

改正案	現 行
<p>2 甲又は乙は、相手方が前項に違反したときは、催告なく、直ちに本契約及び甲乙間の全ての契約を解除できるとともに、被った損害の賠償を請求できる。 <small>(注) 具体的な反社会的勢力排除規定の内容は、当事者間で協議の上、規定</small></p> <p>(有効期間) 第19条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日 から 年とする。 2 略</p> <p>(覚書等) 第20条 (以下略)</p> <p>(契約の疑義) 第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は、商慣習、商法、民法その他の法令及び契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定するものとする。</p> <p>(合意管轄) 第22条 (以下略)</p> <p>(連帯保証人) 第23条 連帯保証人は、本契約を確認し、本契約より生ずる乙の甲に対する債務については下記極度額の範囲で、乙と連帯して保証するものとする。</p>	<p>(新規)</p> <p>(有効期間) 第17条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日 から 年とする。 2 略</p> <p>(覚書等) 第18条 (以下略)</p> <p>(契約の疑義) 第19条 本契約の解釈について疑義が生じた場合は、商慣習、商法、民法その他の法令及び契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定するものとする。</p> <p>(合意管轄) 第20条 (以下略)</p> <p>(新規)</p>

モデル契約書改正案

○メーカー＝卸売業者間モデル契約（メーカーが甲、卸売業者が乙）⑧

改正案	現 行
<p>2 <u>乙は、連帯保証人に対して、本契約に先立ち、次の各号について情報の提供を行い、連帯保証人は乙より情報の提供を受けたことを確認する。</u></p> <p>① <u>乙の財産及び収支の状況</u></p> <p>② <u>乙が主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその金額及び履行状況</u></p> <p>③ <u>乙が主たる債務について甲に担保を提供し、又は提供しようとするときは、その事実及び担保提供の内容</u></p> <p>3 <u>甲は連帯保証人から乙の債務の履行状況に関して問い合わせを受けた場合、遅滞なく、債務の元本、利息、違約金、損害賠償等に関する不履行の有無、これらの残額及び弁済期限が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。</u></p> <p>4 <u>甲は、乙が本契約における債務の期限の利益を喪失した場合、連帯保証人に対し、期限の利益が喪失したことを知った時から2カ月以内に通知しなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>

モデル契約書改正案

○メーカー＝卸売業者間モデル契約（メーカーが甲、卸売業者が乙）⑨

改正案	現 行
<p>本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印、連帯保証人署名捺印の上、<u>甲乙が各1通を保有するものとし、連帯保証人はその写しを保有するものとする。</u></p> <p><u>令和</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">甲 _____ (印)</p> <p style="text-align: right;">乙 _____ (印)</p> <p>(削除)</p> <p><u>令和</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 _____ (印)</p> <p style="text-align: right;"><u>極度額</u> 円</p>	<p>本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、<u>各自記名捺印</u>の上、各1通を保有するものとする。</p> <p><u>平成</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">甲 _____ (印)</p> <p style="text-align: right;">乙 _____ (印)</p> <p><u>下記連署人は前記契約の各条項を確認し、本契約より生ずる乙の甲に対する債務につき乙と連帯して保証するものとする。</u></p> <p><u>平成</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 _____ (印)</p>

モデル契約書改正案

○卸売業者＝医療機関等間モデル契約（医療機関・薬局が甲、卸売業者が乙）①

改正案	現 行
<p>(個別取引)</p> <p>第3条 本契約に定める事項の外、乙から甲に売り渡される商品の品名、規格、包装単位、数量、引渡期日、引渡場所その他売買に必要な事項は、原則として個別的な売買取引の行われる都度、発注書又はこれに準ずる方法によって定めるものとする。</p> <p>(商品の引渡し)</p> <p>第4条 乙は甲の発注により指定された期日、場所で所定の手続きにより商品を引き渡すものとする。</p> <p>2 引き渡された後において生じた商品の損害は、甲乙の責を確認の上、それぞれの負担とする。</p> <p>(契約不適合)</p> <p>第5条 甲は、<u>乙から引き渡された商品の品名、規格、包装単位又は数量が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）</u>であるときは、乙に対し、<u>代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</u></p> <p><small>(注) 契約不適合の対象となる事項については、各社の取引実態に応じて規定</small></p> <p>2 <u>乙が、前項の甲による請求を受けたときは、速やかに甲の請求に従い、履行の追完を行わなければならない。但し、乙は、甲に不相当な負担を課するものではないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p> <p>3 <u>商品引渡し後 日を経過したとき、又は契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、第1項の規定による甲の請求を拒むことができる。</u></p>	<p>(個別取引)</p> <p>第3条 本契約に定める事項の外、乙から甲に売り渡される商品の品名、規格、包装単位、数量、受渡期日、受渡場所その他売買に必要な事項は、原則として個別的な売買取引の行われる都度、発注書又はこれに準ずる方法によって定めるものとする。</p> <p>(商品の受渡し)</p> <p>第4条 乙は甲の発注により指定された期日、場所で所定の手続きにより商品を受け渡すものとする。</p> <p>2 受け渡された後において生じた商品の損害は、甲乙の責を確認の上、それぞれの負担とする。</p> <p>(新規)</p>

モデル契約書改正案

○卸売業者＝医療機関等間モデル契約（医療機関・薬局が甲、卸売業者が乙）②

改正案	現 行
<p>(価 格) 第6条 (以下略)</p>	<p>(価 格) 第5条 (以下略)</p>
<p>(代金の計算) 第7条 (以下略)</p>	<p>(代金の計算) 第6条 (以下略)</p>
<p>(代金の支払い) 第8条 商品の代金は、原則として、毎月 日にその計算を締め切り、<u>(翌月)</u> 日に支払うものとする。</p> <p>2 商品代金は、別途乙の指定する銀行口座への振込み又は口座振替により支払うものとし、支払期日が銀行休業日にあたるときは前銀行営業日とする。</p> <p>3 甲乙協議の上前項以外の支払い手段とする場合には、その決済が完了するまでは債務弁済の効力は生じないものとする。</p>	<p>(代金の支払い) 第7条 商品の代金は、原則として、毎月 日にその計算を締め切り、__月 日に<u>現金又は小切手をもって支払うものとする。ただし、即時現金払いによる場合はこの限りではない。</u></p> <p>(新規)</p> <p>2 甲は、乙の承諾を得た場合には、約束手形をもって支払うことができる。この場合の約束手形の支払い期日は甲乙協議の上定めるものとする。ただし、 日を超えないものとする。</p>
<p>(遅延損害金) 第9条 甲が商品代金の支払いを遅滞した場合には、乙に対し、支払予定日の翌日より完済の日まで年利 %の割合による遅延損害金を支払うものとする。</p>	<p>(遅延損害金) 第8条 甲が商品代金の支払いを遅滞した場合には、乙に対し、支払予定日の翌日より完済の日まで<u>日歩 銭</u>、年利 %の割合による遅延損害金を支払うものとする。</p>

モデル契約書改正案

○卸売業者 = 医療機関等間モデル契約（医療機関・薬局が甲、卸売業者が乙）③

改正案	現 行
<p>(返 品)</p> <p>第10条 甲は引き渡された商品に回収指示が行われた場合は、<u>商品を乙に対して返品することができる。</u></p> <p>2 甲は法令、当局からの指導等に基づかない包装等の変更により、商品の使用単位の外観が明らかに変わった場合は、自己が保有する変更前の外観を有する商品の返品を乙に対して申し出ることができ、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。</p> <p>3 第1項及び前項<u>並びに第5条に基づく</u>場合のほか返品を行う場合は、<u>その取扱いにつき</u>甲乙協議の上行うものとする。</p>	<p>(返 品)</p> <p>第9条 甲は次のいずれかに該当する場合を除いて、<u>原則として商品を乙に対して返品することが出来ない。</u></p> <p>① 受け渡された商品に瑕疵がある場合</p> <p>② 受け渡された商品に回収指示が行われた場合</p> <p>2 甲が前項第1号により商品を返品する場合は、<u>受け渡された日から 日以内に行わなければならない、乙は返品された商品に代えて瑕疵のない商品を遅滞なく受け渡さなければならない。</u></p> <p>3 甲は法令、当局からの指導等に基づかない包装等の変更により、商品の使用単位の外観が明らかに変わった場合は、自己が保有する変更前の外観を有する商品の返品を乙に対して申し出ることができ、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。</p> <p>4 第1項各号及び前項に<u>掲げる</u>場合のほか返品を行う場合は、甲乙協議の上行うものとする。</p>
<p>(契約義務不履行等)</p> <p>第11条 乙又は甲が次のいずれかに該当した場合は、何らかの通告、催告を要さず相手方に対する残債務の全額につき期限の利益を失い、直ちに現金をもって支払わなければならない。</p> <p>① 略</p> <p>② 会社更生手続<u>又は民事再生手続</u>の開始<u>若しくは破産、特別清算</u>の申立てを受け、又は自ら申立てを行った場合</p> <p>③～④ 略</p>	<p>(契約義務不履行等)</p> <p>第10条 乙又は甲が次のいずれかに該当した場合は、何らかの通告、催告を要さず相手方に対する残債務の全額につき期限の利益を失い、直ちに現金をもって支払わなければならない。</p> <p>① 略</p> <p>② <u>整理、</u>会社更生手続の開始又は破産の申立てを受け、又は自ら<u>整理、和議、会社更生手続開始又は破産</u>の申立てを行った場合</p> <p>③～④ 略</p>

モデル契約書改正案

○卸売業者＝医療機関等間モデル契約（医療機関・薬局が甲、卸売業者が乙）④

改正案	現 行
<p>2 乙が前項各号のいずれかに該当した場合において、乙が売り渡した商品で甲が在庫するものがあるときは、甲は乙に対し、当該在庫商品の引き取りを請求できるものとし、引取価格は、仕切価格を基準とした適正な価格とする。甲が前項各号のいずれかに該当した場合において、乙が売り渡した商品で甲が在庫するものがあるときは、乙は甲に対し、当該在庫商品の<u>戻し入れ</u>を請求できるものとし、<u>戻し入れる</u>価格は、仕切価格を基準とした適正な価格とする。</p> <p>3～4 略</p> <p>（担 保）</p> <p>第12条 乙が甲に対し、本契約に基づき甲が乙に対して負担する債務についての担保の提供を求めたときは、<u>甲乙協議の上甲は乙に担保を提供するものとする。</u></p> <p><small>（注）担保に関しては各社の取引実態に応じて規定</small></p> <p>（債務限度額）</p> <p>第13条 （以下略）</p> <p>（債権譲渡）</p> <p>第14条 （以下略）</p> <p>（秘密保持）</p> <p>第15条 <u>甲及び乙は、相手方より秘密として開示された情報（以下、「秘密情報」という。）を、本契約の履行目的以外に使用・利用することはできない。</u></p>	<p>2 乙が前項各号のいずれかに該当した場合において、乙が売り渡した商品で甲が在庫するものがあるときは、甲は乙に対し、当該在庫商品の引き取りを請求できるものとし、引取価格は、仕切価格を基準とした適正な価格とする。甲が前項各号のいずれかに該当した場合において、乙が売り渡した商品で甲が在庫するものがあるときは、乙は甲に対し、当該在庫商品の<u>引き渡し</u>を請求できるものとし、<u>引渡価格</u>は、仕切価格を基準とした適正な価格とする。</p> <p>3～4 略</p> <p>（担 保）</p> <p>第11条 乙が甲に対し、本契約に基づき甲が乙に対して負担する債務についての担保の提供を求めたときは、<u>甲乙協議の上甲は乙に担保を提供するものとする。</u></p> <p>（債務限度額）</p> <p>第12条 （以下略）</p> <p>（債権譲渡）</p> <p>第13条 （以下略）</p> <p>（新規）</p>

モデル契約書改正案

○卸売業者＝医療機関等間モデル契約（医療機関・薬局が甲、卸売業者が乙）⑤

改正案	現 行
<p>2 甲及び乙は、秘密情報を、知る必要のある自己の役員もしくは従業員又は社外専門家等に限り、必要最小限の範囲で開示することができるものとし、相手方による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩することができないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する秘密情報は、本条の適用を除外する。</p> <p>① 開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後、情報を受領した当事者（以下、「受領者」という。）の責によらずして公知となったもの</p> <p>② 開示の時点ですでに受領者が保有しているもの</p> <p>③ 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの</p> <p>④ 開示された情報によらずして、受領者が独自に開発したもの</p> <p><small>（注）秘密情報の定義、第三者に開示する場合の相手方の承諾の方法（書面承諾の要否）、開示可能な対象者（社外専門家）の範囲については、取引実態に応じて規定</small></p>	<p>（新規）</p>
<p>（反社会的勢力の排除）</p> <p>第16条 甲及び乙は、現在及び将来にわたり、自己並びにその役員及び経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等その他の暴力、威力または詐欺的手段等を用いて経済的利益を追求する団体又は個人（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、これを保証する。</p> <p>2 甲又は乙は、相手方が前項に違反したときは、催告なく、直ちに本契約及び甲乙間の全ての契約を解除できるとともに、被った損害の賠償を請求できる。</p> <p><small>（注）具体的な反社会的勢力排除規定の内容は、当事者間で協議の上、規定</small></p>	<p>（新規）</p>

モデル契約書改正案

○卸売業者＝医療機関等間モデル契約（医療機関・薬局が甲、卸売業者が乙）⑥

改正案	現 行
<p>(有効期間) 第17条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日 から 年間とする。 2 略</p> <p>(覚書等) 第18条 (以下略)</p> <p>(契約の疑義) 第19条 <u>本契約に定めのない事項又は</u>本契約の解釈について疑義が生じた場合は、商慣習、商法、民法その他の法令及び契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定するものとする。</p> <p>(合意管轄) 第20条 (以下略)</p> <p>(連帯保証人) 第21条 <u>連帯保証人は、本契約を確認し、本契約より生ずる甲の乙に対する債務については下記極度額の範囲で、甲と連帯して保証するものとする。</u></p>	<p>(有効期間) 第14条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日 から 年間とする。 2 略</p> <p>(覚書等) 第15条 (以下略)</p> <p>(契約の疑義) 第16条 本契約の解釈について疑義が生じた場合は、商慣習、商法、民法その他の法令及び契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定するものとする。</p> <p>(合意管轄) 第17条 (以下略)</p> <p>(新規)</p>

モデル契約書改正案

○卸売業者 = 医療機関等間モデル契約（医療機関・薬局が甲、卸売業者が乙）⑦

改正案	現 行
<p><u>2 甲は、連帯保証人に対して、本契約に先立ち、次の各号について情報の提供を行い、連帯保証人は甲より情報の提供を受けたことを確認する。</u></p> <p><u>① 甲の財産及び収支の状況</u></p> <p><u>② 甲が主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその金額及び履行状況</u></p> <p><u>③ 甲が主たる債務について乙に担保を提供し、又は提供しようとするときは、その事実及び担保提供の内容</u></p> <p><u>3 乙は連帯保証人から甲の債務の履行状況に関して問い合わせを受けた場合、遅滞なく、債務の元本、利息、違約金、損害賠償等に関する不履行の有無、これらの残額及び弁済期限が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。</u></p> <p><u>4 乙は、甲が本契約における債務の期限の利益を喪失した場合、連帯保証人に対し、期限の利益が喪失したことを知った時から2カ月以内に通知しなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>

モデル契約書改正案

○卸売業者 = 医療機関等間モデル契約（医療機関・薬局が甲、卸売業者が乙）⑧

改正案	現 行
<p>本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印、連帯保証人署名捺印の上、甲乙が各 1 通を保有するものとし、連帯保証人はその写しを保有するものとする。</p> <p><u>令和</u> 年 月 日</p> <p>甲 _____ (印)</p> <p>乙 _____ (印)</p>	<p>本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各自記名捺印の上、各 1 通を保有するものとする。</p> <p><u>平成</u> 年 月 日</p> <p>甲 _____ (印)</p> <p>乙 _____ (印)</p>

モデル契約書改正案

○卸売業者 = 医療機関等間モデル契約（医療機関・薬局が甲、卸売業者が乙）⑨

改正案	現 行
<p>(削除)</p> <p><u>令和</u> 年 月 日</p> <p>連帯保証人</p> <p>_____ ⑩</p> <p style="text-align: right;"><u>極度額</u> 円</p> <p>連帯保証人</p> <p>_____ ⑩</p> <p style="text-align: right;"><u>極度額</u> 円</p>	<p><u>下記連帯保証人は前記契約の各条項を確認し、本契約より生ずる甲の乙に対する債務につき甲と連帯して保証するものとする。</u></p> <p><u>平成</u> 年 月 日</p> <p>連帯保証人</p> <p>_____ ⑩</p> <p>連帯保証人</p> <p>_____ ⑩</p>

覚書改正案

○卸売業者 = 医療機関等間覚書（医療機関・薬局が甲、卸売業者が乙）

改 正 案	現 行																																																																								
<p>覚 書</p> <p>甲（株 ○○薬局）及び乙（株 ○○卸）は、<u>令和</u> ○年 ○月 ○日に締結した取引基本契約書の定めによる外、この覚書に基づき商品の受渡しを行うものとする。</p> <p>1. 商品の受渡しは、次に定めるとおりとする。 <u>メーカー名・品名・規格・包装単位</u>、単価は、表のとおりとする。</p> <p>2. この覚書の有効期間は、○月 ○日～ ○月 ○日とし、甲又は乙のいずれから変更の申し出があった場合は、甲及び乙は誠実に協議するものとする。</p> <p>3. 甲及び乙は、正当な理由がある場合を除き、この覚書の内容を第三者に開示してはならないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">甲 : (株) ○○薬局 印</p> <p style="text-align: right;">乙 : (株) ○○卸 印</p> <p>表 納入単価明細表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">メーカー名</th> <th style="text-align: center;">品 名</th> <th style="text-align: center;">規 格</th> <th style="text-align: center;">包装単位</th> <th style="text-align: center;">単 価</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p><u>注)最終見積書での代用可能</u></p>	メーカー名	品 名	規 格	包装単位	単 価	備 考																															<p>覚 書</p> <p>甲（株 ○○薬局）及び乙（株 ○○卸）は、<u>平成</u> ○年 ○月 ○日に締結した取引基本契約書の定めによる外、この覚書に基づき商品の受渡しを行うものとする。</p> <p>1. 商品の受渡しは、次に定めるとおりとする。 <u>品名・メーカー名・規格・包装単位</u>、単価は、表のとおりとする。</p> <p>2. この覚書の有効期間は、<u>○か月間</u>（○月 ○日～ ○月 ○日）とし、有効期間が経過する日の10日前までに、甲又は乙のいずれからも変更の申し出がない場合は、<u>同一の内容で延長するものとする</u>。変更の申し出があった場合は、甲及び乙は誠実に協議するものとする。</p> <p>3. 甲及び乙は、正当な理由がある場合を除き、この覚書の内容を第三者に開示してはならないものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">甲 : (株) ○○薬局 印</p> <p style="text-align: right;">乙 : (株) ○○卸 印</p> <p>表 納入単価明細表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 名</th> <th style="text-align: center;">メーカー名</th> <th style="text-align: center;">規 格</th> <th style="text-align: center;">包装装単位</th> <th style="text-align: center;">単 価</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	品 名	メーカー名	規 格	包装装単位	単 価	備 考																														
メーカー名	品 名	規 格	包装単位	単 価	備 考																																																																				
品 名	メーカー名	規 格	包装装単位	単 価	備 考																																																																				